

地方制度調査会研究の論点

— 21次～32次を中心として

今 井 照

はじめに

2022年1月14日、第33次地方制度調査会（地制調）が発足した。これを機に、近年の地制調が果たしてきた役割や機能を概観しておくのが、本稿の目的である。地制調研究については、大杉覚の重厚な研究がある⁽¹⁾。地制調が戦後地方制度改革の〈不決定〉形成過程に関わってきたという大杉の分析は、現在でもほぼあてはまると思われるが、この研究は20次地制調までを対象としており、それを継承するために、21次地制調以降、現在までのおよそ26年間についても整理しておきたいと考えた⁽²⁾。

ただしこの作業は予想外に難航した。それぞれの地制調が出した答申類は印刷資料として残されているが、総会や専門小委員会の議事録は簡単には探し出せなかった。総務省の「標準文書保存期間基準（保存期間表）」によれば、地制調に関する文書（開催経緯、諮問、議事概要・議事録、配付資料、答申）の保存期限は10年であり、その後は国立公文書館に移管されるとある。現時点から計算すると、30次地制調の半ばまでの文書は既に保存期限を過ぎている。確かに、総務省のウェブサイトを見ても、28次地制調以前の文書のほ

-
- (1) 大杉覚（1991）『戦後地方制度改革の〈不決定〉形成』東京大学都市行政研究会。
(2) 『自治総研』誌においても、地制調の動きをまとめた論稿が継続的に掲載されているが、国立国会図書館（NDL）オンラインやCiNiiで検索できない過去の論稿については次のとおりである。

〔20次〕辻山幸宣（1986）「今なぜ代行制度の改変か？ — 第20次地方制度調査会答申を読む —」『自治総研』88号（1986年2月）

〔21次〕辻山幸宣（1987）「市町村自治と広域行政 — 第21次地方制度調査会の審議事項に触れて —」『自治総研』104号（1987年6月）

〔23次〕宮崎伸光（1993）「第23次地方制度調査会『広域連合及び中核市に関する答申』」『自治総研』175号（1993年5月）、内田和夫（1994）「第23次地方制度調査会『中核市』答申の検討 — 審議過程の検討から —」『自治総研』184号（1994年2月）

とんどはアクセスできなくなっている（執筆日現在）。

そこで国立公文書館の所蔵資料検索をすると、極端に古いものや29次地制調以降のものはあるが、本稿が想定している時期の資料は見当たらない。また所蔵されているものも諮問や答申に関する文書に限られていて、議事録等の文書はない。その後、思いつく限りの手段でこれらの文書を探し求め、本稿を執筆する際の参考としたが、欠損する資料も少なくなく、現時点では限界を含んだ整理となっている。21次地制調以降の資料の入手先は末尾に資料1として年表とともに掲げておく。

1. 地方制度調査会の概要

(1) 地方制度調査会設置法

過去にも地方制度調査会というなまえを冠する審議会は存在していたが、現在の地方制度調査会は1952年の地方制度調査会設置法に基づいて設置されている。前史や設置の経緯などについては大杉（1991）に詳しいので割愛し、必要最小限の範囲で現況を整理する。

法1条には次のように目的が掲げられている。

第一条 この法律は、日本国憲法の基本理念を十分に具現するように現行地方制度に全般的な検討を加えることを目的とする。

法1条は施行されてから現在まで70年にわたって改正されていない。「日本国憲法の基本理念を十分に具現するように」という修飾をテイクノートしておく必要がある。この場合の「日本国憲法の基本理念」とは、憲法92条における「地方自治の本旨」を指すものと推測される。通説では「団体自治」と「住民自治」で構成されると理解されている「地方自治の本旨」であるが、必ずしも学術的に概念が固まっているわけではない⁽³⁾。いずれにしても、憲法が提示している地方自治の原理を実現することを主旨として自治制度を検討することが地制調の目的とされている。

法3条により、委員は30人以内、臨時委員は20人以内で構成される。法制定時は委

(3) 今井照（2017）『地方自治講義』筑摩書房、参照。

員50人以内であったが、中央省庁等改革の一環として行われた1999年の法改正（2001年1月6日施行）により委員の総数が縮減された。地制調の歴史に重ねてみると、26次地制調と27次地制調との間にあたる。表1のとおり、27次地制調から委員数は減少している。

表1 委員数の推移

	国会議員	地方6団体	関係行政 機 関	学識者	計	臨時委員
1次	17	12	5	16	50	0
2次	16	12	5	15	48	0
3次	不明	不明	不明	不明	不明	不明
4次	17	12	5	16	50	3
5次	16	12	5	15	48	0
6次	17	12	5	16	50	5
7次	不明	不明	不明	不明	不明	不明
8次	17	12	0	18	47	6
9次	17	12	0	18	47	10
10次	16	12	0	19	47	7
11次	17	12	2	19	50	1
12次	17	12	2	19	50	2
13次	17	12	2	19	50	3
14次	17	12	2	17	48	5
15次	17	12	2	19	50	3
16次	17	12	2	18	49	3
17次	17	12	2	19	50	5
18次	14	12	0	15	41	4
19次	14	12	0	15	41	4
20次	14	12	0	15	41	5
21次	14	12	0	24	42	8
22次	14	12	0	21	41	6
23次	14	11	0	23	39	9
24次	8	6	0	26	40	0
25次	6	6	0	26	38	0
26次	8	6	0	26	40	0
27次	6	6	0	16	28	0
28次	6	6	0	21	30	3
29次	6	6	0	18	30	0
30次	6	6	0	20	30	2
31次	6	6	0	18	30	0
32次	6	6	0	18	30	0
33次	6	6	0	18	30	0

〔注〕委員数は任期途中で変わることがある。可能な限り発足時の委員数を把握することに努めた
が、資料が見当たらない場合には任期途中の委員数になっている。とりわけ臨時委員の取扱
いは参照する資料によって異なることがある。そのため、21次地制調以降の学識者には臨時委員
を含むので計と内訳は一致しない。

〔出所〕1次から20次までは大杉（1991）、21次以降は、各地制調会議資料、各年『審議会総覧』
から筆者作成。

地方制度調査会令により、調査会の事務局（庶務）は、「内閣府大臣官房企画調整課において総務省自治行政局行政課の協力を得て処理する」とされている。地制調そのものは内閣府に置かれているので、事務局は内閣府が所管しており、近年では、各期の地制調が発足するときの総会は、内閣府の事務次官が冒頭で仕切る慣例になっている（各期の地制調によって仕切る役職は異なる）。しかし、専門小委員会を含め、地制調の実質的な進行管理をしているのは総務省自治行政局行政課になる。

現在のような体制になったのは2008年7月4日の政令改正によるものであり、それ以前の2001年から2008年までは総務省自治行政局自治政策課が事務局として実質的な進行管理をしていた。2001年以前は政令では自治省と記されていて、内閣府（総理府）の文字はない。法制定時には自治庁とあった。地制調の歴史に重ねると、29次地制調半ば以降が行政課であり、27次地制調から29次地制調半ばまでが自治政策課、それ以前が自治省になる。地方制度調査会令2条で置かれる「幹事」は関係府省の役職者が位置付けられている。

（2）委員の構成

法6条1項で委員は、国会議員、自治体議会議員、自治体の長、その他の職員、自治体制度に関し学識経験のある者のうちから、首相が任命することになっている（法制定時には、その他に、関係行政機関の職員が挙げられていた）。その他に臨時委員が任命されることもある。現在、自治体議会議員と自治体の長は、地方6団体の役職者が選ばれている。前述のように、2001年施行の委員数縮減に伴い、24次地制調から国会議員委員と地方6団体委員はほぼ半減されている。

法5条には部会を設置することが決められているが、15次地制調を最後に部会は設置されていない。その代わり、ほぼ一貫して、法や政令には規定のない小委員会が置かれ、23次以降は専門小委員会という名称が用いられている。専門小委員会は会長、副会長と学識者委員によって構成される。地制調の実質的な審議は専門小委員会によって行われるので、どのような分野の誰が学識者委員に任命されるかは、地制調の議論の方向性を左右することにもなる。

委員全員が参加する総会は、発足時と答申を決定する最後の回を含め、任期中に数回の開催にとどまる。一般的に総会で発言するのは国会議員委員や地方6団体委員がほとんどを占める。主として学識者委員で構成された専門小委員会が総会に答申案などを示すという構図になるので、総会では学識者委員の発言機会が少なくなる。

ただし、国会議員委員や地方6団体委員の意見が答申案などに反映されていないということではない。一定程度、答申案が固まりかけた段階で、国会議員委員や地方6団体委員には事務局から個別に説明が行われ、強い意見があった場合などには案文の調整や修正が行われているように側聞する。すなわち、答申を決定する最終回の総会には、既に各委員の意見調整が終わった案文が提出されるので、ときに不承不承の委員がないわけではないが、その場で文言が修正されることは、少なくとも近年ではない⁽⁴⁾。

しかしこの調整過程で、結果的に最大の裁量を発揮できるのは事務局である総務省の役職者であることは疑いない。そもそも答申案などの文章の起案は事務局が行う。もちろんこの原案は専門小委員会での意見や事前説明における意見などを踏まえて修正されていくが、それらが個別の委員の意見にとどまる限り、骨格そのものを大きく変更するところまで修正されることはない。

(3) 委員の任期と設置頻度

法6条2項で委員の任期は2年とされている（法制定時の任期は1年）。しかし任期が切れる都度、即座に次の期の委員が任命されるわけではない。法2条では「設置する」となっているが、実態としては常設の審議会にはなっていない。首相からの諮問に応じて設置されることになっているので、諮問に答申を出した後、次の諮問が出るまで期間が空くことになる。

表2はそれぞれの期の第1回総会の日と答申を出した日を一覧にし、第1回総会と次の期の第1回総会との間隔（日数）を計算した。1次地制調から15次地制調までは間隔（日数）がいずれも2年以内だったが、15次地制調から16次地制調の間隔は約3年になる。任期の2年を差し引くと1年ほど設置されていない時期があることになる。29次地制調から30次地制調までの間と、31次地制調から32次地制調までの間は、任期を差し引くと2年超の間隔が空いている。

(4) たとえば31次地制調の最終総会である第3回総会の最後において、武藤博己委員は、今回の答申について「意見が全員一致ということではないということは踏まえていただき、今後さらに見直しが必要だということについては、これまでに検討されなかったその他の意見も踏まえながら見直しの方向性を考えていただければと思います」と発言している（31次地制調第3回総会議事録）。

表2 第1回総会と答申の年月日

	第1回総会	間 隔	答申1	答申2	答申3
1次	1952年12月18日		1953年12月10日		
2次	1954年7月31日	590	なし		
3次	1955年8月3日	368	1955年11月1日	1955年12月7日	
4次	1956年10月30日	454	1956年12月24日	1957年10月18日	
5次	1958年8月13日	652	1958年11月29日	1959年2月28日	
6次	1959年10月12日	425	なし		
7次	1960年10月3日	357	1960年10月18日		
8次	1961年10月18日	380	1962年10月1日		
9次	1963年1月21日	460	1963年12月27日		
10次	1964年9月28日	616	1965年9月10日		
11次	1966年9月6日	708	1966年12月8日		
12次	1967年9月12日	371	1967年12月7日	1968年6月4日	1968年8月27日
13次	1968年10月24日	408	1968年12月18日	1969年10月15日	
14次	1969年11月28日	400	1970年1月19日	1970年11月20日	
15次	1971年11月15日	717	1971年12月16日	1972年10月26日	1972年12月25日
16次	1974年10月24日	1,074	1974年12月19日	1975年7月23日	1976年6月18日
17次	1977年9月21日	1,063	1977年12月16日	1978年12月25日	1979年9月10日
18次	1979年12月7日	807	1980年12月18日		
19次	1981年12月8日	732	1982年12月22日		
20次	1984年2月29日	813	1984年12月5日	1985年11月29日	1986年2月4日
21次	1986年5月21日	812	1986年12月11日	1987年12月7日	1988年5月19日
22次	1988年9月28日	861	1988年12月21日	1989年12月7日	1990年9月20日
23次	1991年5月23日	967	1993年4月19日		
24次	1994年4月28日	1,071	1994年11月22日		
25次	1996年6月14日	778	1997年2月24日	1998年4月24日	
26次	1998年10月27日	865	2000年10月25日		
27次	2001年11月19日	1,119	2003年11月13日		
28次	2004年3月1日	833	2005年12月9日	2006年2月28日	
29次	2007年7月3日	1,219	2009年6月16日		
30次	2011年8月24日	1,513	2013年6月25日		
31次	2014年5月15日	995	2016年3月16日		
32次	2018年7月5日	1,512	2019年10月30日	2020年6月26日	
33次	2022年1月14日	1,289			

〔注〕 答申日については、「意見」「中間報告」等は含んでいない。同日に2つの答申が出ている場合にも1日として表示している。

〔出所〕 1次から20次までは大杉（1991）、21次以降は、各地制調会議資料等から筆者作成。

29次地制調から30次地制調までの間の期間は民主党政権の時期にあたっている。

「地域主権」を唱えていた民主党は当初、地方制度調査会を改組し、地域主権戦略会議を置いて、第三者の勧告・意見を待たずに、「政治主導」で「地域主権」改革を推進しようとしていた。

「しかし、地域主権戦略会議を重要政策会議として法設置機関と位置づけようとした『地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案』（＝地域主権一

括法案)は、『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第1次一括法)』に名称を変更するとともに、改正条文の中から地域主権戦略会議の設置が削除された⁽⁵⁾。

民主党政権が法制化を意図していた地域主権戦略会議は閣議決定の組織にとどまり、民主党政権全体の支持率低下とともに機能不全に陥った。また、やはり民主党政権で設置された地方行財政検討会議で検討されていた直接請求や住民投票を盛り込んだ地方自治法改正案は地方6団体の反発を受け、菅直人内閣では、改めて30次地制調が設置されることになる⁽⁶⁾。そのために29次地制調と30次地制調との間隔が空いたのである。

以上のように、少なくとも近年では、地制調を設置する時期は、内閣の恣意的な判断によっている。もう少し実態に即して言えば、政治過程を横にらみしつつ、一定のタイミングで、総務省サイドからの稟議によって地制調の設置が決まっているのではないかと推測される。33次地制調のように、経済財政諮問会議のいわゆる「骨太の方針」に地制調への諮問内容が盛り込まれて設置されるという形式もあるが、それも含めて、総務省サイドからのタイミングで設置されているのではないと思われる。

2. 21次地制調以降の推移

(1) 開催経過

ここからは特に21次地制調以降の推移を整理しておく。約70年、33次にわたって地制調は続いてきたが、それぞれの地制調にはそれなりの特徴が見られる。まずは開催状況をまとめておく(表3)。

(5) 岩崎忠(2013)「民主党政権『地域主権』改革の評価と検証」『自治総研』418号(2013年8月号)。

(6) 岩崎(2013)。

表3 開催状況

	総会	小委員会等	現地調査・意見交換等	計
21次	11	26	0	37
22次	9	29	0	38
23次	8	24	0	32
24次	9	18	0	27
25次	6	21	0	27
26次	5	18	0	23
27次	7	34	5	46
28次	5	38	3	46
29次	4	28	0	32
30次	5	36	0	41
31次	3	28	0	31
32次	5	39	21	65

〔出所〕各地制調会議資料等から筆者作成。

近年の地制調では総体的に総会の開催数が減少傾向にある。21次地制調以降で、総会の開催数は最多で11回（21次地制調）、最少で3回（31次地制調）であり、3倍以上の差がある。28次地制調以降では3回から5回までの間で収まる。一方、小委員会等も最多で39回（32次地制調）、最少で18回（24次地制調、26次地制調）であり、2倍以上の差が生じている⁽⁷⁾。小委員会等で議論が展開され、その節目に総会を開いて追認していくというスタイルが近年では定着している。

現地調査や東京以外の地域での意見交換などが、27次地制調、28次地制調、32次地制調と行われているが、中でも32次地制調は突出して多い。現地調査や意見交換にはすべての委員が参加するわけではないが、32次地制調の開催日数は合計65回にも及び、およそ11日に1回、会議を開いていたことになる。会議数が増えると、多忙な各委員の日程調整が困難になると思われるし、その結果、委員の出席率も低下するのではないかと推測できるが、統計が取れるほどのデータは存在しない。32次地制調の終盤からはコロナ禍対応としてオンライン開催が導入された。

(2) 諮問事項と答申等の推移

21次地制調から33次地制調までの諮問事項と答申等のポイントを表4にまとめた。首相からの諮問は、基本的には「最近の社会経済情勢の変化に即応した地方行財政制

(7) 大杉（1991）の年表によれば、19次地制調から21次地制調まで小委員会等が開催された記録は記されていないが、議事録を読むといずれも開催されていたようである。ただし、開催年月日などは不明のことが多い（資料1）。

度のあり方」という紋切型の文言に統一され、そのときどきで若干の修飾がつく程度であった⁽⁸⁾。

表4 諮問と答申等のポイント

21次	【諮問】最近の社会経済情勢の変化に即応した地方行財政制度のあり方
	「地方行財政に関する当面の措置についての答申」・地方税源の確保 ・国庫補助金の整理
	「地方行財政に関する当面の措置についての答申」・権限移譲 ・財政措置
	「社会経済情勢の変化に伴う基礎的自治体（地方公共団体）のあり方についての小委員会報告」・小規模町村 ・大都市制度
	「地方公共団体への国の権限移譲等についての答申」・土地利用、まちづくり、産業交通15項目の権限移譲
	「地方行財政と税制改革のあり方についての意見」・間接税の地方財源化
22次	【諮問】最近の社会経済情勢の変化に即応した地方行財政制度のあり方
	「地方行財政に関する当面の措置についての答申」・国庫補助負担率の引下げ廃止
	「小規模町村のあり方についての答申」・小規模町村の地域振興 ・広域連携 ・自主的な合併
	「地方行財政に関する当面の措置についての答申」・地方財政対策 ・国庫補助金等の整理合理化
	「都区制度の改革に関する答申」・一般廃棄物の収集運搬を特別区に移譲 ・特別区は基礎的な地方公共団体
23次	【諮問】最近の社会経済情勢の変化に即応した地方行財政制度のあり方
	「地方交付税制度に関する基本的な考え方」・交付税率引下げ反対 ・交付税特会への直入化
	「平成5年度地方財政対策に関する意見」・権限移譲 ・国庫補助金等の整理合理化
	「広域連合及び中核市に関する答申」・広域連合、中核市制度の創設
24次	【諮問】地方分権の推進、市町村合併に関する制度
	「地方分権の推進に関する答申」・地方分権推進委員会の設置 ・地方分権推進計画の作成
	「市町村の自主的な合併の推進に関する答申」・市町村の自主的な合併の推進
	「平成8年度地方財政対策に関する意見」・地方への負担転嫁策の抑制
	「地方分権の推進に伴う地方行政体制の整備・確立についての専門小委員会報告」・監査機能の充実 ・小規模町村に対する補完支援
25次	【諮問】地方分権の推進に伴う地方行政体制の整備・確立
	「平成9年度地方財政対策に関する意見」・行財政改革の推進
	「監査制度の改革に関する答申」・外部監査制度の導入
	「平成10年度地方財政対策に関する意見」・国地方双方の歳出抑制
	「市町村の合併に関する答申」・自主的な市町村合併の推進
26次	【諮問】分権時代に即応した基礎的自治体の組織及び運営のあり方
	「平成11年度地方財政対策に関する意見」・地方税財源の確保
	「平成12年度地方財政対策に関する意見」・国庫補助負担金の整理合理化 ・地方税財源の充実確保
	「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申」・直接請求の要件緩和 ・常任委員会数の制限廃止 ・法人事業税への外形標準課税の早期導入

(8) ちなみに最初の1次地制調における吉田茂首相からの諮問は「現行地方制度について改正を加える必要があると認められる。これに対する改正の要綱を示されたい」であった。

27次	【諮問】 地方行財政制度の構造改革
	「平成14年度地方財政対策に関する意見」・税源移譲 ・国庫負担金の見直し
	「当面の地方税財政措置に関する意見」・三位一体改革の推進
	「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」・包括的な基礎的自治体の形成と地域自治組織制度の導入 ・事務配分特例方式の検討
	「地方税財政のあり方についての意見」・三位一体改革の推進
	「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」・自主的な合併の推進 ・地域自治組織制度の制度化 ・合併困難な市町村に対する特別の方策
	「当面の地方税財政のあり方についての意見」・三位一体改革の留意点
28次	【諮問】 道州制のあり方、大都市制度のあり方
	「地方税財政のあり方についての意見」・税源移譲（所得税・住民税） ・地方交付税率引上げ
	「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」・助役・出納長（収入役）の廃止 ・吏員の廃止 ・中核市面積要件の廃止
29次	「道州制のあり方に関する答申」・広域自治体としての道州（議員、長の直接公選）・国民的議論を踏まえて実施
	【諮問】 市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化
30次	「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」・平成11年以降の合併推進運動は一区切り
	【諮問】 議会のあり方を始めとする住民自治のあり方、大都市制度のあり方、東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方など
	「地方自治法改正案に関する意見」・通年会期制 ・直接請求要件 ・大規模公共施設に関する住民投票制度
	「大都市制度についての専門小委員会中間報告」・特例市の統合 ・特別市制度の検討
31次	「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」・特別市の統合 ・特別市制度の検討 ・新たな広域連携 ・都道府県の補完
	【諮問】 人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等
32次	「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」・広域連携、外部資源（地方独法）の活用 ・内部統制、監査、議会
	【諮問】 人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題への対応
	「2040年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告」・地域の枠や組織の枠を越えた連携
	「市町村合併についての今後の対応方策に関する答申」・合併特例法の延長
33次	「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」・デジタル化 ・公共私連携 ・広域連携 ・議会のなり手不足
	【諮問】 デジタル・トランスフォーメーションの進展と新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題

〔注〕 **【諮問】** 欄は諮問文から抜粋したものであり、答申等のポイントは象徴的な項目を筆者がまとめたものである。

〔出所〕 各地制調会議資料等から筆者作成。

しかし、24次地制調からは諮問文に変化が見られる。たとえば24次地制調ではその前に「地方分権の推進」「市町村合併に関する制度」という例示が加わる。その後26

次地制調までは分権がキーワードとなっている。並行して走っていた2000年分権改革が強く意識されていることがわかる。

ただし、2000年分権改革の主役はあくまでも地方分権推進委員会であった。地制調という「地方自治政策コミュニティ」から成る審議会ではなく、政府に答申の尊重義務が課せられていた地方分権推進委員会という審議会を設置して、その審議会を機能させることによって地方分権改革を実現させたと評価されている⁽⁹⁾。ここでも地制調は〈非決定〉の役回りとなる。2000年分権改革のキーパーソンの一人であった西尾勝はこの時期の地制調委員も兼ねていた。

27次地制調の諮問に「構造改革」という言葉が含まれているのは、当時の小泉内閣が掲げるキャッチフレーズであったからだろう。その後、28次地制調以降はさらに具体的なテーマが課せられる。政権や総務省の意向が地制調の審議事項に反映されるのは、ある意味当然であるが、この時期からは道州制や市町村合併など、そのときどきの国政からの要請が諮問で直接的に求められている。現在でも、一応、諮問を受けてから、初回の専門小委員会などで地制調の委員自身が審議事項を整理するという体裁をとっているが、実質的には諮問に盛り込まれた例示に拘束されている。

一方、答申等の項目を分類すると、おおよそ財政問題と地方自治制度問題とに分けられる。28次地制調までは毎年度の地方財政対策についての答申等が必ず含まれている。この傾向は3次地制調以降、ほぼ途切れなく続いている⁽¹⁰⁾。地制調という審議会にとって、いかにそのときどきの税財政問題が重要なテーマであったかがうかがい知れる。しかもそれらのほとんどが、22次地制調までは答申として位置付けられてきた。23次地制調以降28次地制調まではワンランク下がって意見になっている。だが29次地制調以降はそれさえも見られなくなった⁽¹¹⁾。

確かに毎年12月初め、国の予算案が固まる直前にまとめられる地方財政対策についての答申等の内容は、どの期の地制調でもほぼ似通ったものになっていることは否めない。そのときどきで力点は異なるものの、主旨としては、自治体の自由度を高める

(9) 市川喜崇 (2012) 『日本の中央-地方関係 — 現代型集権体制の起源と福祉国家』法律文化社。

(10) 6次地制調、9次地制調、10次地制調には見られない。

(11) 29次地制調では、税財政制度については地方分権改革推進委員会の議論に委ねることが意識されていて、「税財政制度に議論が及ぼうとすると、専門小委員長が直ちに遮る発言を行うことが目立った」とされている(田口一博 (2009) 「第29次地方制度調査会答申について(1)」『自治総研』369号 (2009年7月))。

ために、税源を移譲し、国庫補助負担金などを整理統合しつつ、なおかつ自治体に十分な財源を確保せよという内容が多かった。

この前提となっている財政構造が変化したのは2000年代前半のいわゆる三位一体改革だった。結果論から見れば、地方交付税の実額が大幅に縮減し、そのインパクトによっていわゆる平成の大合併が推進されるなど、自治体、特に小規模自治体にとっては死命を制するほどの改革ではあったが、それまでの主張から考えれば、所得税と住民税との税源交換や国庫補助負担金の整理など、地制調や地方財政学者たちの意図が実現したという見方も成り立つ。この時期が27次地制調に重なっている。三位一体改革をどう評価するかは棚に上げておくとしても、少なくとも地方財政制度にとってこの時期に大きな改革があったことはまちがいない、その結果、地制調の答申等からこのテーマが消えたと解釈することもできる。

もう少し実務的に考えると、総務省に置かれている地方財政審議会が、やはり毎年12月初めを目途としながら、地方財政についての意見をまとめていることも影響しているかもしれない。地方財政審議会は総務大臣に必要な勧告をする機関であり、地制調のように首相に答申等を上げる機関ではないが、地方財政対策については内容的に重なるところも少なくない。そこで地方財政審議会との重複を省いたという理解も成り立つ。

一方、地方自治制度に関する答申等も、地方財政対策よりはバラエティに富んでいるとはいうものの、何度も繰り返されるテーマが多い。21次地制調から33次地制調までに限って見ても、たとえば監査制度、議会制度、市町村合併（小規模市町村）、大都市制度などが目立つ。本稿では個別の問題には立ち入らないが、それぞれに何らかの具体策を見出し、答申後に法改正につながるものもあれば、引き続き検討が必要とまとめられて、先延ばしにされることも少なくない。

(3) 学識者委員の構成

21次地制調から33次地制調までの会長、副会長、専門小委員会委員長などの役職者は表5のとおりである（21次地制調以降の学識者委員の一覧は末尾の資料2に掲載している）。22次地制調までの役職者を分析した大杉（1991）では、「歴代7名の会長のうち、実に6名が内務・自治官僚ないし内務省系統の出身者で占められている」と指摘されているが、24次地制調以降は会長を財界から迎えている。例外は26次地制調会長の高原須美子と30次地制調会長の西尾勝となっている。ただし、28次地制調まで

はいずれかの役職者に官界出身者が就いている。財界から迎える会長の後見役という役回りであろうか。だが、29次地制調以降になると財界と学界で役職者が占められ、官界からの役職者が見当たらなくなる⁽¹²⁾。

表5 地制調の役職者と属性

	会 長	副会長	小委員会委員長
21次	高 辻 正 己 (官界)	柴 田 護 (官界)	柴 田 護 (官界) [兼務]
22次	柴 田 護 (官界)	成 田 頼 明 (学界)	林 卓 男 (メディア)、 原 孝 文 (メディア)
23次	柴 田 護 (官界)	成 田 頼 明 (学界)	原 孝 文 (メディア)
24次	宇 野 収 (財界)	成 田 頼 明 (学界)	首 藤 堯 (官界)
25次	宇 野 収 (財界)	成 田 頼 明 (学界)	首 藤 堯 (官界)
26次	高 原 須美子 (政界)	成 田 頼 明 (学界)	首 藤 堯 (官界)
27次	諸 井 虔 (財界)	西 尾 勝 (学界)	松 本 英 昭 (官界)
28次	諸 井 虔 (財界)	小早川 光 郎 (学界)	松 本 英 昭 (官界)
29次	中 村 邦 夫 (財界)	片 山 善 博 (知事)	林 宜 嗣 (学界)
30次	西 尾 勝 (学界)	畔 柳 信 雄 (財界)	碓 井 光 明 (学界)
31次	畔 柳 信 雄 (財界)	碓 井 光 明 (学界)	長谷部 恭 男 (学界)
32次	市 川 晃 (財界)	大 山 礼 子 (学界)	山 本 隆 司 (学界)
33次	市 川 晃 (財界)	大 山 礼 子 (学界)	山 本 隆 司 (学界)

[注] 属性はその当時の所属等に基づくものではなく、社会的に認知されていると思われる属性をあげている⁽¹³⁾。

[出所] 各地制調会議資料、各年『審議会総覧』から筆者作成。

官界出身者が役職者からいなくなったのは一つの変化であり、また会長職が財界出身者に偏り始めたのも一つの変化である。行政学では伝統的に審議会＝隠れ蓑論がある。こうした批判を回避するために官界出身者が役職者に就かなくなる傾向は確かに認められるだろう。また与党に地制調答申等への理解を求めるという側面では、財界から会長職を招くことに意味があるかもしれない。どこかの時点で明示的に何らかの意思決定があったかどうかはわからないが、こうした変化が起きていることは事実である。

ただし役職者がこのように変化しているとしても、大杉(1991)が「自治省の意向

(12) 29次地制調副会長の片山善博は、当時は大学教授で、その後は総務大臣も経験するが、その前は知事であり、さらにその前は官界にいた。しかし、社会的には知事としての認知度が高いと思われるので、ここでは「官界」には含めなかった。

(13) 26次地制調会長高原須美子はメディア出身だが、評論家活動を経て経済企画庁長官という政治職に就き、その後地制調会長になったので「政界」とした。

が強く働いている」とした役職者の選出について、現在はそういう傾向が見られなくなったと判断するわけにはいかない。当然のことながら、委員候補を選考し、交渉して、委員に選出するのは事務局であり、その時点で、役職者もほぼ内定しているのが実態であろう。事前に首相や官邸サイドの了解は得ているだろうが、地制調委員について差し替えを命じたことは寡聞にして知らない。そういう意味で、役職者の選出に総務省の意向が強く働いているのはごく自然なことであるに違いない。

学識者委員を属性別に集計したのが表6となる。前述のとおり、24次地制調以降は財界から会長を出しているが、財界からの委員は必ずしも多くはなく、30次地制調以降は会長職を務める委員しか出していない。政界・官界からの委員も29次地制調以降は減少している。特記すべきなのは、26次地制調までメディア関係者が多く選ばれていることである。新聞の全国紙各紙とNHKから出ている。一転して27次地制調以降はゼロとなることから、これも何らかの意思が働いたと見るべきだろう。

メディア関係者が減少すると反比例して、「その他」に分類する学識者委員が増えている。おそらくはメディア関係者に期待されていた市民性を体現するための措置であろう。女性委員比率は高まってきており、現在では約4割を占める。大杉（1991）では知事経験者の多さが指摘されていたが、21次地制調以降を見るとあまり目立たない。国の政界官界経験者や知事、市長を含む自治体の政界官界経験者は減少傾向にあ

表6 学識者委員の属性

	財界	政界 官界	メディア	研究者	その他	合計	内、国政官 職経験者	内、自治体 職経験者
21次	2	7	6	9	0	24	7	0
22次	2	6	6	7	0	21	4	2
23次	3	8	2	9	1	23	7	2
24次	4	5	5	11	1	26	3	2
25次	3	7	3	12	1	26	3	2
26次	3	6	5	11	1	26	4	2
27次	4	3	0	7	2	16	2	1
28次	3	4	0	10	4	21	2	2
29次	2	1	0	13	2	18	2	0
30次	1	1	0	14	4	20	0	2
31次	1	0	0	13	4	18	0	0
32次	1	1	0	14	2	18	1	0
33次	1	1	0	14	2	18	1	0

〔出所〕各地制調会議資料、各年『審議会総覧』から筆者作成。

る。

以上のような傾向に対して存在感を増しているのが研究者である。学識者委員のうち、4割程度だった比率が、現在では8割近くになっている。もちろん研究者といってもいろいろなタイプが存在するが、専門小委員会では実態やその調整よりも、それらを一般化した理論的な意見が重視されるようになってきていると見ることができる。

(4) 研究者委員の属性

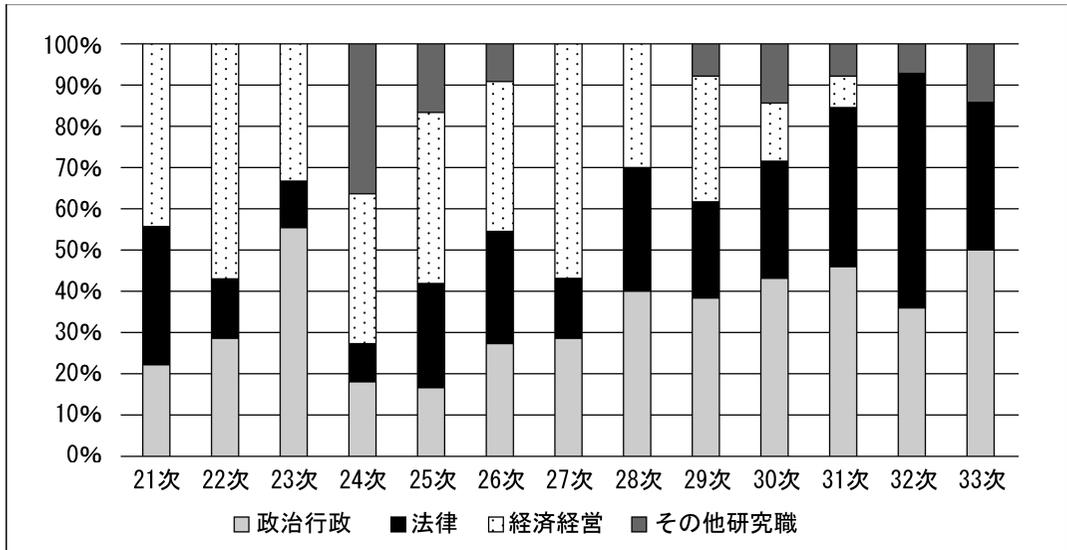
そこで問題になるのは研究者委員の属性である。専門分野別に分類したのが表7となる。もちろん、専門分野に分類しがたい研究者もいるし、たとえば法律学者といっても地方自治を専門とする研究者はもともと少ない。政治学と行政学とではかなり対象も異なり、さらに自治体政治や自治体行政を専門にしている研究者とそうではない研究者との間では、たとえ専門分野が同じだからといっても、ある種の立場性が共通するわけではない。ここでは大まかな分類と理解していただきたい。

表7 研究者委員の専門分野

	政治行政	法 律	経済経営	その他
21次	2	3	4	0
22次	2	1	4	0
23次	5	1	3	0
24次	2	1	4	4
25次	2	3	5	2
26次	3	3	4	1
27次	2	1	4	0
28次	4	3	3	0
29次	5	3	4	1
30次	6	4	2	2
31次	6	5	1	1
32次	5	8	0	1
33次	7	5	0	2

〔出所〕各地制調会議資料、各年『審議会総覧』から筆者作成。

図1 研究者委員の専門分野（割合）



〔出所〕各地制調会議資料、各年『審議会総覧』から筆者作成。

その上で全般的な傾向を見ると、近年は法律学者の割合が大きくなりつつある。32次地制調では半数以上の約6割を占めるまでになった。ただし、33次地制調では減少している。一方、財政学を含む経済経営分野の研究者は30次地制調以降、減少し始め、32次地制調以降はゼロになっている。前述のように、答申等において地方財政対策が扱われなくなったことも影響しているかもしれない。

以上のように、学識者委員の中では研究者委員の割合が顕著に増加し、研究者委員の中では、どちらかと言えば法律学者の存在感が増している。このことで専門小委員会の議論がどのように変化したかとまでは分析できないが、ひょっとしたら何らかの影響があるかもしれない。

たとえば、32次地制調はこれまでにない頻度で現地視察が行われた。もちろん、研究者の中には地域課題に精通している人もいるし、法律学者であっても各種の実践に関わっている人も少なくない。ただ一般的に言えば、研究者が重視するのは先行研究や海外での先進的な研究成果に基づく規範であり、現実との接点は報道だったり、判例などになりがちである。これらは欠点ではなく、むしろ研究者の存在意義を示すことでもあるが、この結果、現地視察の必要性が高まったのかもしれない。

法制度の改正を提言する地制調の議論の過程では、答申等の取りまとめに向けての現実的な調整局面が不可欠となる。地制調委員でこうした当事者間の調整のアクター

となるのは地方6団体委員や国会議員委員である。専門小委員会が研究者中心に運営されると、自ずと地方6団体委員や国会議員委員が参加する総会が調整の場になる。

しかし、数少ない総会場で当事者が議論をし、仮に調整がつかなくなれば事務局が難儀することになるので、前述のように、実際には専門小委員会で固まり始めた内容について、事務局が地方6団体委員や国会議員委員を回って調整することになる。専門小委員会において研究者割合が増加した結果、このような調整過程において事務局が担う役割が高まるとすれば、事務局が議論をリードする機会も増えるかもしれない。ただし、これらのことは推測に過ぎず、実証的に確認することはできない。

3. 地制調の事例

近年の地制調から二つの特徴ある事例を抜き出して、一連の動きを記述し、地制調の流れを確認しておく。取り上げたのは27次地制調と32次地制調である。

(1) 27次地制調

2002年11月1日の27次地制調第10回専門小委員会に「今後の基礎的自治体のあり方について（私案）」と題する会議資料が西尾勝副会長から提出された。いわゆる「西尾私案」である。ここでは「西尾私案」そのものを検討することが目的ではなく、地制調の場でも出された会議資料が自治体の行動に大きく影響したことを確認しておく。

この会議資料はあくまでも一委員による整理であり、地制調としても、あるいは専門小委員会としても、またその他の何らかの公的私的組織の決定を伴っているものではない。しかし、この「西尾私案」が全国の自治体関係者に与えた衝撃は大きく、特に小規模市町村に対して合併への大きな動機付けになった⁽¹⁴⁾。

地制調はそれ以前にも、たとえば24次地制調では「市町村の自主的な合併の推進に関する答申」（1994年11月22日）、25次地制調では「市町村の合併に関する答申」（1998年4月24日）を出しているほか、折に触れて小規模市町村の行く末についてのひとつの選択肢として合併を示してきた。ただし、この時点では、市町村合併に否定的な見解も併記されていて、必ずしも積極的なスタンスのように受け止められてい

(14) 今井照（2007）『「平成大合併」の政治学』公人社。

なかった⁽¹⁵⁾。

その後、合併問題の議論は地方分権推進委員会に舞台を移した。地方分権推進委員会は、2000年11月27日に「市町村合併の推進についての意見」を出し、2001年6月14日の最終報告でも合併問題に触れている⁽¹⁶⁾。

一方、「西尾私案」へ直接的につながる動きとしては、2001年6月26日にまとめられた経済財政諮問会議のいわゆる「骨太の方針」（「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」）があり、その後、10月9日、総務省は省内に「地方自治制度の将来像についての研究会」（西尾勝委員長）を設置する。ほぼ同時の10月19日に自民党地方行政調査会（中馬弘毅会長）は「地方自治に関する検討プロジェクトチーム」（西川公也座長）を発足させている。その上で、11月19日に27次地制調が設置され、自治制度のあり方について、特に当初は合併後の小規模自治体のあり方についての議論が始まるのである。

これらの総務省内研究会、自民党プロジェクトチーム、27次地制調という3つの組織は、それぞれの役割を分担しつつ、いずれにも総務省の自治行政局が絡むことによって「一定の幅はありますが結局、最後は内容が一致する構造になっています」と指摘されている⁽¹⁷⁾。翌年の2002年6月25日に閣議決定された経済財政諮問会議のいわゆる「骨太の方針2002」にも、既に「西尾私案」に近い内容が盛り込まれている。

さらに、9月25日には自民党のプロジェクトチームが中間報告案を取りまとめ、ほぼ「西尾私案」の原型ができあがる⁽¹⁸⁾。この中間報告案は12月12日に自民党総務部会です承されるが、その間に11月1日の27次地制調第10回専門小委員会があり、国の組織である地制調という審議会に、一委員の私案として「西尾私案」が提出されたのである。

(15) 24次地制調の答申は「1994年当時の第24次地方制度調査会では、地方分権の手段としての市町村合併には否定的な立場が示されたようにも解される」と受け止められていた（2002年3月28日の衆議院憲法調査会地方自治に関する調査小委員会）。また、25次地制調の答申においても、「すべての地域を通じた市町村の適正規模を一律に論ずることは困難であり、市町村の数を初めから定めることは適当ではない」と、否定的な見解が併記されている。

(16) 最終報告では「これから平成17年3月までの間に市町村合併がどの程度まで進捗するのかによる」という表現に見られるとおり、国政からの要請に対して、どちらかと言えば静観する立場が垣間見られる。

(17) 島田恵司（2002）「新たな自治制度・市町村再編構想と市町村の課題」『北海道自治研究』406号（2002年11月）。

(18) 『官庁速報』2002年9月27日。

これらの経過から考えれば、当然のことながら「西尾私案」は西尾個人が一人で書いたとは思えない。西尾自身は「事務当局である総務省としては提案しにくいような提案を総務省に代わって調査会副会長から個人的な私案として提出を求めるという方式は地方制度調査会の『お家芸』というべきもの」と語っている⁽¹⁹⁾。これらの流れを取りまとめた官僚の影も見え隠れする⁽²⁰⁾。

「西尾私案」が出された後に、27次地制調は「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」（2003年4月30日）、「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」（2003年11月13日）を出し、「西尾私案」そのままの内容ではないが、そのエッセンスが盛り込まれた答申をまとめている。しかしこれらの答申が出るころは、小規模市町村が「平成の大合併」になだれ込む流れは既に形成されていた。つまり、画期の一つは「西尾私案」にあったことは疑いない。

このように「西尾私案」の前にも後にも、同主旨の公的な文書が並ぶ中で、どうして地制調で一委員が提出した会議資料である「西尾私案」が強い影響力を持ったのだろうか。それは、一委員の私案という形ではあれ、国の組織である地制調という舞台の注目度の高さを象徴しているように思われる⁽²¹⁾。大杉（1991）が指摘するように地制調は政策過程において直接的に決定を左右することはあまりない（〈非決定〉）が、かといって無影響ではなく、むしろこの事例では地制調を舞台とすることで自治体に強いインパクトを与えたことが示唆される。

（2） 32次地制調

2018年7月5日に発足した32次地制調への首相の諮問内容は、それまでの地制調の歴史の中ではかなり特異なものだった。そこには、「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し頭在化する諸課題に対応する観点から、圏域に

(19) 西尾勝（2007）『地方分権改革』東京大学出版会。

(20) 2002年4月に総務省自治行政局市町村課行政体制整備室長に就いた山崎重孝は、在任中に「地方分権一括法と基礎的自治体のあり方についての一考察」『地方自治』663号（2003年2月）、「基礎的公共団体のあり方」『自治研究』79巻10号（2003年10月）など、合併に向けた理論づけを発表し続けた。

(21) 「西尾氏と言えば、著名な行政学者というだけではなく、地方分権推進委員会の委員を務め、一九九五年以降の分権論議をリード」していただけに、「小規模町村の実質消滅につながる私案への衝撃も大きかった」と論じられている（中西晴史「西尾私案を巡って」『月刊自治研』第45巻521号（2003年2月））。

における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議を求める」と書かれている。

この諮問は、32次地制調が発足するわずか2日前に公表された自治体戦略2040構想研究会の第二次報告（以下「2040構想」）を基にしている。2040構想の報告骨子がわずか2日でそのまま32次地制調の諮問事項になっているのである。さらに、諮問文の中に「圏域における地方公共団体の協力関係」「公・共・私のベストミックス」という2040構想で描かれた解答の骨格が含まれているという意味でも、諮問文としての特異性が見られる。少なくともこの時点で、32次地制調は2040構想をオーソライズする役割が期待されていたと言えよう。

穿った見方をすれば、総務省に置かれた研究会が取りまとめた2040構想だけでは、政府全体を動かすためには力不足と考えられていたのかもしれない。なぜなら2040構想は、自治体はもちろん、総務省の枠をも飛び越えた内政全般を視野に入れた内容になっていたからである。内容の幅から見れば、いわば内政上の「総合計画」並みであり、ある種のマニフェストの観を漂わせていた。野田聖子総務大臣が、当時、首相の座を狙っていたという事情も重なっているかもしれない。

そこで、2040構想を内政の柱に位置付けるためには、内閣府に置かれた地制調という舞台上で2040構想の主旨をオーソライズする必要があったのではないか。つまりその程度には国政における地制調のパワーがあると総務省官僚に考えられていたのである。

だがこの意図は早々に失速する。2040構想に対する自治体側の警戒感は強かった⁽²²⁾。第1回総会で地制調委員でもある全国町村会会長は「自治体戦略2040構想に対する強い違和感がある中で地方制度調査会がスタートしました。圏域マネジメントと行政のスタンダード化、二層制の柔軟化、スマート自治体への転換などには懸念も多く、上からの一方的な押しつけに強い警戒感を持ちます。我々町村長の中は、大変失礼な言い方かもしれませんが、霞が関や東京をベースとする方々に、果たして地方の本当の現場が皮膚感覚でわかるのだろうかと厳しく指摘する声もございます」と発言した。

その上、野田聖子総務大臣とともに自治体戦略2040構想研究会を主導した山崎重孝自治行政局長は32次地制調発足から1か月もしないうちに、2018年8月1日付けで皇位継承式典事務局長へ異動する。山崎局長にとっては、第1回専門小委員会（2018年

(22) 今井照（2018）「自治体戦略2040構想研究会報告について」『自治総研』480号（2018年10月）。

7月31日)が総務省自治行政局での最後の仕事になった。その後、32次地制調は2040構想の基となっている各府省と自治体の考え方を聞くヒアリングを始める。つまり、もう一度2040構想のおさらいから始まったのである。加えて、前述のようにこれもまた地制調としては異例の延べ21日にわたる現地調査が続く。発足から10か月間は実質的な議論に入れなかったことになる。

自治体戦略2040構想研究会の委員でもあり、32次地制調の委員でもあった牧原出は、2040構想で総務省の事務局から出てきた案は、圏域連携が最初に挙げられ、その次が公共私のベストミックス、スマート自治体と続いていたが、委員の間では、標準化を進めないのに圏域連携は進まないの、スマート自治体のほうが先に挙げられるべきではないかという意見があったという。しかし、2040構想やそれを受けた32次地制調の諮問文では圏域連携が最初に来て、デジタルの「デ」の字もなければスマート自治体の「ス」もなかった。そこで32次地制調の答申は、もう一度ひっくり返して「地方行政のデジタル化」を最初にもってきたと述べている⁽²³⁾。

本稿では2040構想や32次地制調答申そのものを論評することが目的ではなく、地制調を舞台にしてどのようなことが展開されたのかという事例として取り上げている。地方6団体委員の前述のような発言のみならず、与野党を問わず国会議員委員も第1回総会から第3回総会までの発言は全般的に諮問文に対して厳しいものだった。学識者委員と事務局との間でも微妙に意見が食い違った。2040構想を政府としてオーソライズするという当初の総務省の意図は薄められ、答申は諮問に対して微妙に立ち位置をずらしたものとなったのである。

4. 地制調の意義

大杉(1991)によれば、20次地制調までの分析をもとに、地制調には「アリーナとしての地制調」「プロセスとしての地制調」「改革主体としての地制調」という性質があると指摘されている。この分析は現在でもそのまま適用できると思われるが、これまで見てきたように多少の変化も見られるので、改めて21次地制調から32次地制調までの推移を踏ま

(23) 牧原出(2021)「人口減・デジタル化と地方自治」其田茂樹編『自治から考える「自治体DX」』公人の友社。

えて整理しておきたい。

(1) アリーナとしての地制調

第一に「アリーナとしての地制調」である。地制調には自治体制度に携わる当事者、すなわち国会議員、地方6団体、学識者（財界、研究者、官僚OB等）が網羅的に参集する。これらのアクターが演じる舞台としての地制調である。さらに加えて、実質的に事務局を担当するのが、現在で言えば総務省自治行政局で、このような審議会にあるように、事務局がタクトを振ることで、しばしば審議の経過や結果が左右される。

21次地制調以降を見ると、委員の総数や属性に変化が見られる。法で規定された委員数の上限は50人であったが、23次地制調から委員数の減少が始まり、26次地制調までは40人以下となっている。法改正により27次地制調からは委員数の上限が30人となった。この結果、国会議員委員や地方6団体委員が以前から見て半減もしくは半減近くまで減少している。学識者委員も減少しているが、減少率が小さいので、結果的に委員全体では学識者委員の比率が高まっている。

その学識者委員の属性も政界官界から選出された委員や政界官界の経験を持つ委員が減少している。またメディアから選出される委員はゼロになった。結果的に学識者委員の中では研究者委員の存在感が高まっている。さらに研究者委員を専門で分類すると、財政や会計を含む経済経営関係の研究者が減少し、法学者の比率が高まってきた。

これらのことは学識者委員で構成される専門小委員会の議論の内容にも変化を与えている可能性がある。良い意味でも悪い意味でも、「あるべき」姿について論じられるようになり、実情を踏まえた調整や当事者との意見交換の機会は専門小委員会から総会へと場を移している。専門小委員会でも現地視察などが企画されているが、視察先は総務省に情報が入っている先進地域に偏らざるを得ないので、それだけで実情を理解するのに十分というわけにはいかない。

一方、地制調そのものがアリーナとしての性格を失ったわけではなく、それは総会の場での国会議員委員や地方6団体委員の発言や、答申に至るまでの過程で、事前に事務局による個別の調整が行われることで保たれている。しかし、前述の全国町村会長の発言に見られるように、国会議員委員や地方6団体委員からの苛立ちの声も目立つ。

(2) プロセスとしての地制調

第二に「プロセスとしての地制調」であり、政策過程の一局面を担うことが期待されている。総務省などに置かれた目的別の各種研究会と並走しつつ、そこで打ち出されたやや前のめりのビジョンを、参集する各アクターの調整を経てオーソライズする役割が期待されているのである。ただし、そういう役割であるにもかかわらず、しばしば地制調を通さずに地方自治制度の改正が行われることもあるし、逆に地制調でまとめられた答申や意見が、他省庁、政府、国会等との調整の上、あるいは調整もなしに廃棄されることもあった。

一般的に政策過程は、政策決定循環、政策計画循環、政策経営循環の3つの歯車が絡み合って展開される。このうち政策決定循環は、政策課題の争点化（問題の発見・予測）、政策化（政策研究、市民合意、調整）、制度化（立法化、標準化）という流れで循環する。このうち地制調は政策化の最終段階を担い、制度化に橋渡す位置にある。

初期の地制調には具体的な諮問事項はなく、一般的に地方制度の検討が期待されていたが、現在は検討事項の例示を含めた諮問が行われている。政策課題の争点化（問題の発見・予測）は国政の側から与えられているといってもよい⁽²⁴⁾。

その典型例が2001年初頭に発足した経済財政諮問会議の存在である。橋本内閣のときに制度化され、森内閣末期に発足した経済財政諮問会議は、小泉内閣で大きな力を発揮するようになる。2001年から現在まで作成されているいわゆる骨太の方針は、経済財政諮問会議で取りまとめられ、閣議決定を経ることで、翌年度の予算編成をはじめとした国政の方針をまとめたものになっている。

骨太の方針で最初に地方制度調査会という言葉を発見できるのは、骨太の方針としては2回目の2002年の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（2002年6月25日）である。「今後の地方行政体制のあり方について、地方分権や市町村合併の進展に応じた都道府県や市町村のあり方、団体規模等に応じた事務や責任の配分（例えば、人口30万以上の自治体には一層の仕事と責任を付与、小規模町村の場合は仕事と責任を小さくし都道府県などが肩代わり等）など、地方制度調査会における調査審議を踏まえ、幅広く検討する」とある。市町村を「人口30万人以上」「小規模町村」

(24) もちろん国に置かれた審議会である以上、かねてから多少なりとも国政との関係があるのは当然のことである。たとえば、20次地制調や21次地制調においては、当時の臨時行政改革推進審議会（行革審）との連関が指摘されている（辻山 1986、辻山 1987）。

に分け、その中間に一般的な市町村を位置付けるという三層化の構図までもが、経済財政諮問会議から地制調に与えられていることに注目したい。

前年の2001年6月26日に閣議決定された最初の骨太の方針において、市町村合併の推進が取り上げられ、それを受けて27次地制調が発足している。2002年の骨太の方針はそれを明示的に追認し、ある意味では地制調における検討を尊重するようにも読める。あるいは経済財政諮問会議が地制調に課題を与え、地制調がそれに答えるという構図ができあがったとも考えられる⁽²⁵⁾。後述するように骨太の方針2021にも地方制度調査会という言葉があり、これに基づいて33次地制調が発足している⁽²⁶⁾。

もちろん国政課題としての地方制度改革の必要性は、いきなり内閣府から提示されるものばかりではなく、多くは制度官庁である総務省から立ち上がる。近年では、そのうちの大部分が総務省に置かれる研究会で整理されている。つまり地制調でまとめられる改革案の多くは総務省に置かれた研究会で先行的に取り上げられるか、あるいは地制調と並行して議論が行われている。これは政策化（政策研究、市民合意、調整）のうちの、政策研究段階にあたる。地制調をめぐる政策決定循環としては、これらの研究会の存在にも注目しておかなくてはならない。

たとえば32次地制調に絡む研究会は、前述の「自治体戦略2040構想研究会」を中軸としつつ、その他に、「町村議会のあり方に関する研究会」「地方議会・議員のあり方に関する研究会」「窓口業務改革に関する実務検討会」「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びA I・ロボティクスの活用に関する研究会（スマート自治体研究会）」「自治体システム等標準化検討会」「広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会」「基礎自治体による行政基盤の構築に関する研究会」「地方自治組織のあり方に関する研究会」といった数多くの存在が指摘されて

(25) ちなみに三位一体の改革が進行している時期の骨太の方針2004と2005には地方分権改革推進会議のなまえが出てくる。また骨太の方針2007には、「『地方分権改革推進委員会』は、『基本的な考え方』に基づき、地方税財政改革を検討する」とある。骨太の方針2008、2009、2010にも地方分権改革推進委員会の文字が見られる。「地方分権」が国政課題になっていた時期には、これらの組織との関連付けが深かった。

(26) その他、確認しうる範囲では、骨太の方針2019（「将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方について、第32次地方制度調査会での議論も踏まえつつ、検討する」）、骨太の方針2020（「国・地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化を早急に推進するため、地方制度調査会の答申を踏まえ、法制上の措置を講じた上で、財源面を含め国が主導的な支援を行う」）にも、地方制度調査会のなまえがある。近年では、国政課題について、あらかじめ地制調に投げかけ、その答申を国政に取り込んでいる構図が確認できる。

いる⁽²⁷⁾。

総務省に置かれたこれらの研究会は、総務省が地方自治制度の課題として認識した個別テーマについて今後の方向性を整理しようとしたものであり、それらから地制調の諮問事項として投げ込まれたり、あるいは逆に地制調答申等の具体的な設計を委ねられたりしている。つまり研究会と地制調との相互関係が形成されており、政策決定循環の一部として総体的に理解しておく必要がある。

政策決定循環の最後の段階にあたる制度化（立法化、標準化）は、地方制度改革においては一般的には地方自治法などの法改正や新規立法に結実する。すなわち国会における立法に引き継がれる。ただし、地方6団体からの要請など、地制調を通さずに法改正に至った事例も過去にはある⁽²⁸⁾。あるいは総務省からの通知などによって処理される場合もないではないので、地制調の答申等が必ず法の新設や改正に結び付くわけではない。

（3） 改革主体としての地制調

第三は「改革主体としての地制調」であるが、第一と第二の性質を踏まえると、改革主体として期待されているにもかかわらず、現状では一定の限定的な役割を果たしていることがわかる。大杉（1991）で「〈不決定〉形成」と名づけられた所以である。

これまでの歴史を振り返ると、地制調自体が何らかのエンジンとなって地方制度改革に取り組んだという事例はほとんどない。地域課題からの積み上げによって地方制度改革に結びつくというよりは、国政課題としてのテーマが国政（経済財政諮問会議など）から与えられて、同時に並走する総務省に置かれた研究会などの成果を結びつけつつ、国政に伝えていくという流れが近年では顕著になっている。

だが当然のことながら、地制調から法制化につながるような改革課題は全国の自治体に少なくない影響をもたらす。たとえば「平成の大合併」について、27次地制調は「西尾私案」において合併後の小規模自治体の姿を描くことで、合併せざるを得ない

(27) 堀内匠（2020）「第32次地方制度調査会『2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申』を読む」『自治総研』502号（2020年8月）。

(28) たとえば、2000年5月に成立した地方自治法改正は、全国都道府県議長会と全国市議会議長会の要望を自民党地方行政部会が受けて法案化し、議員立法として成立したが、その内容については26次地制調で議論が開始されたばかりだった（飛田博史（2000）「住民自治と地方議会制度——第26次地方制度調査会答申の検証」『自治総研』265号（2000年11月））。

空気感を醸成させた。当時の市町村長は、住民に対して「合併は避けて通れない道」という言葉をしばしば使っている。

29次地制調において、ようやく合併には「一区切り」をつけると宣言するが、その後の総会においても、与野党を問わず国会議員委員や地方6団体委員から「平成の大合併」に対する怨嗟の声が聞こえる⁽²⁹⁾。前述のように、「平成の大合併」に際して、地制調の自治体に対する影響力は決して小さくはなかったからである。

法で期待される役割と対比すれば、確かに地制調自体は「〈不決定〉形成」を担っているが、地制調というステージで展開される議論自体は国政の意向を反映し、それが自治体に対する実質的な影響力の源泉ともなっている。本来であれば、地域課題を積み上げることによって、地域課題の解決に資するような地方制度改革につなげるべきであるが、これまで詳述してきたように、少なくとも現状ではそのようになっていない。だからこそますます地制調での議論は自治体にとって見逃せないものになる。

5. 33次地制調の出発

2022年1月14日、33次地制調が発足した。これまで見てきたように、少しずつ変化が起きているとは言えるものの、70年もの間、一つの審議会が継続している事例はそれほど多くはない⁽³⁰⁾。所管官庁は自治庁、自治省から、中央省庁改革を経て内閣府と総務省の共管へと変わったが、いくつかの例外はありつつも、地方自治法などを改正する前捌きとしての役割を地制調は果たしてきた。それは憲法の基本理念の具現化という目的を掲げた地方制度調査会設置法の存在も大きいのではないか。最後に33次地制調の発足についてまとめ、

(29) たとえば、32次地制調でも、「合併をしたことによって行政サービスが大きく低下をした周辺の旧市町村の現状というものは、悲惨な現状があります」（第2回総会、国会議員委員）、「合併したところのその後の住民の地域づくりのモチベーションがなくなるという意味では非常に目の当たりに見てきたところがあります」（同、地方6団体委員）、「我々町村は、人口規模万能主義、人口が大きければ行政運営も効率的でいいという考え方とは違う立場であることも強調しておきたいと思います。大都市や拠点都市、圏域の中心都市への人、モノ、カネ、情報が集中する国土構造、効率化・標準化された仕組みやシステムを重視して、これからの地域社会を構築していこうとすることには反対します。これは平成の大合併からの教訓でもあります」（同、同）といった発言が相次いだ。

(30) 『審議会総覧』の令和2年版には132の審議会が掲載されているが、地制調はこのうち、法に基づいて設置された審議会の中では11番目に古い。

今後の地制調研究につなげたい。

(1) 33次地制調の特徴

33次地制調の設置には国政からの要請があった。前年の2021年6月18日の令和3年第10回経済財政諮問会議でまとめられ、同日、閣議決定された、いわゆる「骨太の方針2021」（「経済財政運営と改革の基本方針2021 日本の未来を拓く4つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～」）に次のような記述が盛り込まれている。

「総務省は、内閣官房及び厚生労働省等の協力を得て、国と都道府県の関係、大都市圏における都道府県間関係及び都道府県と市町村（政令市や特別区を含む）との関係について、今回の感染症対応で直面した課題等を踏まえ、地方制度調査会等において検討を進め改善に向けて取り組む。さらに、国と地方の新たな役割分担について、行政全般の広域化についての具体的推進、地方自治体間の役割分担の明確化の観点から、法整備を視野に入れつつ検討を進める」⁽³¹⁾

前述のように、経済財政諮問会議で取りまとめ、その都度閣議決定されるいわゆる「骨太の方針」には、しばしば地制調の名前が記述される。2002の初出以来、特に最近では、2019、2020、2021と続けて名前が出てきている。地制調の存在意義が国政によってオーソライズされていると見ることもできるし、タテ関係が形成されていると考えることもできる。いずれにしても33次地制調は国政によって役割を与えられることとなった。

ただし「骨太の方針2021」から発足までは半年以上の期間が空いている。コロナ禍が続き、東京オリパラの開催もあったが、それ以上にこの間に内閣が交代し、総選挙があったことも空白の原因になっていると思われる。だが過去を振り返ると、政権交

(31) 枝葉末節の類かもしれないが、この文章に違和感を覚えるのは主語が総務省になっていることである。ある意味、正直ではあるが、府省と審議会との本来の関係はこれでよいのか。そもそも地制調の所管は形式上、内閣府にあることも忘れられているようである。

代の日当日に発足した地制調もあり⁽³²⁾、それだけが原因とは思えない。地制調に持ち込む前に課題を整理することが期待されている研究会（33次地制調の場合には、「デジタル時代の地方自治のあり方に関する研究会」）の報告書取りまとめに時間を要したことと、もう少し率直に言えば総務省にとっての切実性に欠けていたからではないかと推測される⁽³³⁾。

学識者委員の交代が少なかったのも特徴である。表8のように、少なくとも21次地制調以降では新任委員は最少であり、継続委員の比率は8割近くになっている。会長、副会長、専門小委員会委員長も前期の32次地制調から引き続き、同一人が充てられた。これは25次地制調以来、26年ぶりのことである。

表8 学識者委員の内訳

	新任	新任 (経験者)	継続
21次	8	1	15
22次	11	0	10
23次	10	1	12
24次	17	1	8
25次	5	2	19
26次	10	1	15
27次	9	1	6
28次	8	0	13
29次	13	0	5
30次	14	1	5
31次	9	1	8
32次	9	0	9
33次	4	0	14

〔注〕国会議員委員、地方6団体委員、臨時委員の経験も含めて、分類している。

〔出所〕各地制調会議資料、各年『審議会総覧』から筆者作成。

(32) 24次地制調は羽田内閣発足という政治的混乱の当日に発足した。自治大臣は細川内閣の佐藤観樹（日本社会党）、羽田孜（新生党。首相による臨時代理）、石井一（新生党）と1日で3人代わった。このうち誰が第1回総会に出席したのか（しなかったのか）、議事録が発見できないのでわからない。

(33) デジタル時代の地方自治のあり方に関する研究会は2022年1月27日に第7回が開催され、報告書が取りまとめられた（ただし、執筆日現在、まだ議事概要は公表されていない）。

ちなみに、21次地制調以来の学識者委員の任期を見ると、1期限りが66人、2期が47人、3期が13人、4期が8人、5期以上が7人となっている⁽³⁴⁾。約半数が1期限りであるが、6期、7期、8期、9期もそれぞれに1人ずついる。20次地制調以前の経験を含めると、このうちの9期経験者（西尾勝）は12期に、6期経験者（成田頼明）は10期になる。約70年間、33次にわたる地制調のうちの約3分の1で委員を担っていることになる。

(2) デジタル社会における「地方自治」の存立構造

33次地制調への首相からの諮問事項は「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を求めるとある。32次地制調に続いて、かなりの長文である。

前提条件は、「デジタル・トランスフォーメーションの進展」と「新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題」であり、強調されているのは、「国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係」のあり方である。

審議はこれからなので、これ以上、内容に踏み込むことは避けたいが、33次地制調の前捌きに位置付けられる「デジタル時代の地方自治のあり方に関する研究会」の第1回資料（2021年3月22日）では、「新型コロナウイルス感染症対策やデジタル法案立案などに際して、『地方自治』『地方分権』が施策の円滑・効果的な実施の支障となっているといった指摘が、国・地方の関係者のみならず、報道や学術研究においても見受けられたところ」という問題意識が披歴されている。「地方自治」「地方分権」が仮想敵のようでもある。同研究会の第4回資料（2021年7月8日）には、「非平時」という新しい概念が登場し、「平時」の地方自治との使い分けを想定しているように見える。

しかしおそらく本質的な「地方自治」の危機は、デジタル化が進んだときの社会と地方自治との関わりになるのではないか。地方自治にとって重要な要素は人と土地である。人間は集団としてしか生きていけない社会的存在だが、地方自治にとってはその集団が土地という空間的な区画と紐づけられていることが前提になっている。

(34) 期数はいずれも延べの期数。以下同じ。

だが都市型社会への移行が進むにつれて、土地という空間の紐帯としての役割は次第に変化する。個々人の視点から見れば、複数の空間に所属することがあたりまえになっている。たとえば、住むところ（寝るところ）、働くところ（学ぶところ）、遊ぶところ（寛ぐところ）などに分散する。都市型社会ではそれぞれのコミュニティを移動しながら人は生きていく。

このとき、地方自治は相変わらず住むところ（寝るところ）に着目して制度的に成立させようとするが、住むところ（寝るところ）でさえも必ずしも1か所だけではなくなる。単身赴任や二地域居住のことをイメージすればわかりやすい。こうして生活の本拠は分散化する。そうすると、複数化した生活の本拠ごとに地方自治を制度化させる必要性が生じるかもしれない。もしそうなれば、たとえば選挙権や納税権（権利と義務＝シチズンシップ）を分割化するなどの制度化が必要になるだろう⁽³⁵⁾。

もう一つの論点はそのときの「住民」概念である⁽³⁶⁾。2021年12月28日、総務省に置かれた「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」が報告書をまとめた。結論としては穏当なところに落としどころを見出しているが、議論の過程では注目すべき課題が提起されている。

たとえば、これまでの「住民」概念は、主観的な居留意思と客観的な居住実態に基づくとされていたが、客観的な居住実態は、「窓口への出頭をもって、当該市町村の区域内に入ってきていることを直接確認できることが重要なのではないか」という意見（実務者部会議事概要）が述べられている。その含意は、「ライフスタイルの多様化に伴い、住民の居住実態についても多様化してきており、将来的には、本人の主観的居留意思を根拠に、住民に行政サービスを提供していく形に変えざるを得なくなるのではないか」（第3回議事概要）ということである。つまり客観的な居住実態を定義し、実測するのは困難になるので、主観的な居留意思を根拠に「住民」とみなさなくてはならなくなるのではないかという論点が提起されている。

さらにますますデジタル社会化が進行すると、人間の肉体性が相対化されてくる。メタバースに典型的なように、人間は不可視化された世界の中に生活の本拠を分散化させることもできるようになる。ここには空間としての土地区画は存在しない。言い方を変えると「住民」としての属性を持たない人間社会が成立する。

(35) 斎藤誠（2012）『現代地方自治の法的基層』有斐閣。

(36) 渡部朋宏（2020）『住民論 — 統治の対象としての住民から自治の主体としての住民へ』公人の友社。

もちろん個々の人間が物理的な肉体を所有することは変わらないが、単に物理的な人間がいくつかの空間を移動しながら生活の本拠を複数化するだけではなく、物理的な空間そのものを超越して生活をしていくことが可能になる。メタバースという空間にはビジネスも発生すれば、幾多のコミュニティも発生する。むしろリアルな空間よりは心地よいバーチャルな空間で多くの時間を費やす人たちが生まれる⁽³⁷⁾。

メタバース内の複数のコミュニティにもおそらく「自治」は生み出される。だがそのコミュニティは参加も離脱も容易に可能のはずである。つまりそこに「地方自治」が成り立つかどうかはわからない。ひょっとしたら10年後か20年後くらいには、地方自治に新しい次元の課題が提起されることになるかもしれない。

【献辞】

本稿の注(2)を書いているとき、かつて研究員でもあったこの3人の著者(辻山幸宣、宮崎伸光、内田和夫)がいずれもここ2年の間に逝去されていることに気づいた。また、校正時点で、本稿でも言及している西尾勝逝去の報にも接した。本稿のような論稿が書けるのも、こうした人たちがそのときどきに地方自治と真摯に立ち向かい、考察し、記録してきた成果の上に成り立っていることを思い知らされる。ご冥福をお祈りしたい。

(いまい あきら 公益財団法人地方自治総合研究所主任研究員)

キーワード：地方制度調査会／審議会／デジタル社会

(37) 岡嶋裕史(2022)『メタバースとは何か』光文社。

〔資料1〕21次地制調から32次地制調までの日程と議事録等の所在一覧

期	開催年月日	内 容	議事録	配布資料
21次	1986年5月21日	第1回総会		
	1986年10月15日	第2回総会		
	不 明	第3回総会		
	1986年10月22日	小委員会		
	不 明	小委員会〔注1〕18回		
	1986年12月1日	小委員会		
	1986年12月3日	第4回総会	1	
	1986年12月5日	小委員会		
	1986年12月11日	第5回総会	1	
	1987年3月6日	第6回総会	1	1
	1987年6月11日	第7回総会	1	1
	1987年6月30日	小委員会		
	1987年11月16日	第8回総会		1
	1987年12月7日	第9回総会	1	
	1988年4月15日	小委員会		
	1988年4月26日	第10回総会	1	1
	1988年5月18日	第11回総会		1
22次	1988年9月28日	第1回総会	1	1
	1988年10月25日	第2回総会	1	1
	1988年11月4日	第1回財政問題小委員会		
	1988年11月25日	第2回財政問題小委員会		
	1988年12月4日	第3回財政問題小委員会		
	1988年12月9日	第1回行政問題小委員会		
	1988年12月20日	第3回総会	1	1
	1989年1月25日	第2回行政問題小委員会		
	1989年2月23日	第3回行政問題小委員会		
	1989年3月17日	第4回行政問題小委員会		
	1989年3月30日	第5回行政問題小委員会		
	1989年4月28日	第6回行政問題小委員会		
	1989年5月17日	第7回行政問題小委員会		
	1989年6月1日	第8回行政問題小委員会		
	1989年6月6日	第4回総会	1	1
	1989年7月17日	第9回行政問題小委員会		
	1989年7月24日	第10回行政問題小委員会		
	1989年9月21日	第11回行政問題小委員会		
	1989年9月28日	第12回行政問題小委員会		
	1989年10月19日	第13回行政問題小委員会		
	1989年11月7日	第14回行政問題小委員会		
	1989年11月21日	第5回総会	1	1
	1989年11月～12月	第4回財政問題小委員会		
	1989年11月～12月	第5回財政問題小委員会		
	1989年12月6日	第6回財政問題小委員会		
	1989年12月6日	第6回総会	1	1
	1990年4月19日	第7回総会	1	1
	1990年4月20日	第15回行政問題小委員会		
	1990年5月23日	第16回行政問題小委員会		
	1990年6月27日	第17回行政問題小委員会		
1990年7月13日	第18回行政問題小委員会			
1990年7月25日	第19回行政問題小委員会			

22次	1990年9月3日	第20回行政問題小委員会		
	1990年9月5日	第8回総会	1	1
	1990年9月14日	第21回行政問題小委員会		
	1990年9月20日	第9回総会		1
23次	1991年5月23日	第1回総会	1	1
	1991年6月17日	第2回総会	1	1
	1991年7月29日	第3回総会	1	1
	1991年9月18日	第1回専門小委員会		
	1991年10月8日	第2回専門小委員会		
	1991年10月31日	第3回専門小委員会		
	1991年11月13日	第4回専門小委員会		
	1991年11月28日	第5回専門小委員会		
	1991年12月6日	第4回総会	1	1
	1992年1月20日	第6回専門小委員会		
	1992年2月7日	第7回専門小委員会		
	1992年2月28日	第8回専門小委員会		
	1992年3月25日	第9回専門小委員会		
	1992年5月8日	第5回総会	1	1
	1992年5月27日	第10回専門小委員会		
	1992年6月10日	第11回専門小委員会		
	1992年7月1日	第12回専門小委員会		
	1992年7月24日	第13回専門小委員会		
	1992年9月9日	第14回専門小委員会		
	1992年9月30日	第15回専門小委員会		
	1992年10月16日	第16回専門小委員会		
	1992年10月30日	第17回専門小委員会		
	1992年11月13日	第18回専門小委員会		
	1992年11月20日	第19回専門小委員会		
	1992年12月2日	第20回専門小委員会		
	1992年12月8日	第6回総会	1	1
	1993年1月22日	第21回専門小委員会		
	1993年1月28日	第22回専門小委員会		
	1993年2月19日	第7回総会	1	1
	1993年2月19日	第23回専門小委員会		
	1993年3月26日	第24回専門小委員会		
	1993年4月19日	第8回総会	1	1
24次	1994年4月28日	第1回総会		
	1994年5月20日	第2回総会		
	1994年5月26日	第1回専門小委員会		
	1994年6月10日	第2回専門小委員会		
	1994年6月22日	第3回専門小委員会		
	1994年7月14日	地方懇談会(熊本)		
	1994年7月15日	地方懇談会(兵庫)		
	1994年7月19日	地方懇談会(富山)		
	1994年7月20日	地方懇談会(福島)		
	1994年8月4日	第4回専門小委員会		
	1994年8月31日	第5回専門小委員会		
	1994年9月13日	第6回専門小委員会		
	1994年9月19日	第7回専門小委員会		
	1994年9月21日	第3回総会		
	1994年9月28日	第8回専門小委員会		
1994年10月2日	第4回総会			
1994年10月13日	第9回専門小委員会			

24次	1994年10月26日	第10回専門小委員会		
	1994年11月22日	第5回総会		
	1995年6月1日	第6回総会		
	1995年6月27日	第7回総会		
	1995年9月26日	第11回専門小委員会		
	1995年10月24日	第12回専門小委員会		
	1995年11月20日	第13回専門小委員会		
	1995年11月28日	第14回専門小委員会		
	1995年12月7日	第8回総会		
	1996年1月23日	第15回専門小委員会		7
	1996年2月13日	第16回専門小委員会		7
	1996年3月5日	第17回専門小委員会		7
	1996年4月9日	第18回専門小委員会		7
1996年4月16日	第9回総会		7	
25次	1996年6月14日	第1回総会		8
	1996年7月16日	第1回専門小委員会	2 (議事要旨)	8
	1996年9月20日	第2回専門小委員会	2 (議事要旨)	8
	1996年10月15日	第3回専門小委員会	2 (議事要旨)	8
	1996年10月22日	第4回専門小委員会	2 (議事要旨)	8
	1996年11月1日	第5回専門小委員会	2 (議事要旨)	8
	1996年11月15日	第6回専門小委員会	2 (議事要旨)	8、9
	1996年11月26日	第7回専門小委員会	2 (議事要旨)	8
	1996年12月10日	第2回総会		8、9
	1997年1月24日	第8回専門小委員会	2 (議事要旨)	9
	1997年2月5日	第9回専門小委員会	2 (議事要旨)	9
	1997年2月24日	第3回総会		9
	1997年4月16日	第10回専門小委員会	2 (議事要旨)	10、12
	1997年6月5日	第11回専門小委員会	2 (議事要旨)	10、12
	1997年7月1日	第12回専門小委員会	2 (議事要旨)	10、12
	1997年7月29日	第13回専門小委員会	2 (議事要旨)	10
	1997年9月1日	第14回専門小委員会	2 (議事要旨)	11
	1997年10月21日	第15回専門小委員会	2 (議事要旨)	11
	1997年11月13日	第16回専門小委員会	2 (議事要旨)	11、12
	1997年12月3日	第17回専門小委員会	2 (議事要旨)	11、12
	1997年12月12日	第4回総会		11、12
	1998年1月30日	第18回専門小委員会	2 (議事要旨)	11、12
	1998年2月12日	第19回専門小委員会	2 (議事要旨)	11
	1998年2月26日	第20回専門小委員会	2 (議事要旨)	11
	1998年4月9日	第5回総会	13	13
	1998年4月24日	第6回総会	14	13
	1998年6月4日	第21回専門小委員会		13
26次	1998年10月27日	第1回総会	14	14
	1998年11月12日	第1回専門小委員会	2 (議事要旨)	14
	1998年12月4日	第2回専門小委員会	2 (議事要旨)	14
	1998年12月11日	第2回総会	16	14
	1999年2月18日	第3回専門小委員会	2 (議事要旨)	15
	1999年4月16日	第4回専門小委員会	2 (議事要旨)	15
	1999年7月28日	第5回専門小委員会	2 (議事要旨)	15
	1999年9月22日	第6回専門小委員会	2 (議事要旨)	15
	1999年10月19日	第7回専門小委員会	2 (議事要旨)	15
	1999年11月19日	第8回専門小委員会	2 (議事要旨)	16
	1999年12月3日	第9回専門小委員会	2 (議事要旨)	16
	1999年12月10日	第3回総会		16

26次	2000年2月4日	第10回専門小委員会	2 (議事要旨)	17
	2000年3月10日	第11回専門小委員会	2 (議事要旨)	17
	2000年4月12日	第12回専門小委員会	2 (議事要旨)	17
	2000年5月10日	第13回専門小委員会	2 (議事要旨)	18
	2000年6月29日	第14回専門小委員会	2 (議事要旨)	18
	2000年7月28日	第15回専門小委員会	2 (議事要旨)	18
	2000年9月6日	第16回専門小委員会	2 (議事要旨)	18
	2000年9月21日	第17回専門小委員会	2 (議事要旨)	18
	2000年9月29日	第18回専門小委員会	2 (議事要旨)	18
	2000年10月11日	第4回総会		18
2000年10月19日	第5回総会		18	
27次	2001年11月19日	第1回総会	3	19
	2001年11月28日	第1回専門小委員会	3	19
	2001年12月6日	第2回専門小委員会	3	19
	2001年12月11日	第2回総会	3	19
	2002年2月5日	第3回専門小委員会	3	19
	2002年2月27日	第1回専門部会	3 (議事要旨)	
	2002年3月28日	第2回専門部会	3 (議事要旨)	
	2002年4月18日	第3回専門部会	3 (議事要旨)	
	2002年4月25日	第4回専門部会	3 (議事要旨)	
	2002年6月6日	第4回専門小委員会	3	3
	2002年7月1日	第3回総会	3	3
	2002年8月8日	第5回専門小委員会	3	3
	2002年9月10日	第6回専門小委員会	3	3
	2002年9月24日	第7回専門小委員会	3	3
	2002年9月30日	第8回専門小委員会	3	3
	2002年10月24日	第9回専門小委員会	3	3
	2002年11月1日	第10回専門小委員会	3	3
	2002年11月15日	第11回専門小委員会	3	3
	2002年11月27日	第12回専門小委員会	3	3
	2002年11月29日	第4回総会	3	3
	2002年12月17日	第13回専門小委員会	3	3
	2003年1月21日	現地調査・意見交換会 (広島県高宮町会場)	3	3
	2003年1月24日	現地調査・意見交換会 (新潟県新潟市会場)	3	3
	2003年1月24日	現地調査・意見交換会 (新潟県黒川村会場)	3	3
	2003年1月31日	第14回専門小委員会	3	3
	2003年2月7日	第15回専門小委員会	3	3
	2003年2月14日	第16回専門小委員会	3	3
	2003年2月21日	第17回専門小委員会	3	3
	2003年2月28日	第18回専門小委員会	3	3
	2003年3月11日	第19回専門小委員会	3	3
	2003年3月19日	第20回専門小委員会	3	3
	2003年3月27日	第21回専門小委員会	3	3
	2003年4月2日	第22回専門小委員会	3	3
	2003年4月9日	第23回専門小委員会	3	3
2003年4月18日	第24回専門小委員会	3	3	
2003年4月30日	第5回総会	3	3	
2003年5月12日	第25回専門小委員会	3	3	
2003年5月21日	第26回専門小委員会	3	3	
2003年5月23日	第6回総会	3	3	

27次	2003年7月18日	意見交換会（大阪府大阪市会場）	3	3
	2003年8月18日	第27回専門小委員会	3	3
	2003年8月18日	意見交換会（宮城県仙台市会場）	3	3
	2003年9月4日	第28回専門小委員会	3	3
	2003年9月11日	第29回専門小委員会	3	3
	2003年9月19日	第30回専門小委員会	3	3
	2003年10月3日	第31回専門小委員会	3	3
	2003年10月17日	第32回専門小委員会	3	3
	2003年10月30日	第33回専門小委員会	3	3
	2003年11月7日	第34回専門小委員会	3	3
28次	2003年11月13日	第7回総会	3	3
	2004年3月1日	第1回総会	3	3
	2004年3月23日	第1回専門小委員会	3	3
	2004年4月13日	第2回専門小委員会	3	3
	2004年4月26日	第3回専門小委員会	3	3
	2004年5月27日	第4回専門小委員会	3	3
	2004年6月8日	第2回総会	3	3
	2004年7月22日	第5回専門小委員会	3	3
	2004年8月4日	第6回専門小委員会	3	3
	2004年9月9日	第7回専門小委員会	3	3
	2004年10月1日	第8回専門小委員会	3	3
	2004年10月14日	第9回専門小委員会	3	3
	2004年10月25日	第10回専門小委員会	3	3
	2004年11月2日	第11回専門小委員会	3	3
	2004年11月8日	第3回総会	3	3
	2004年12月3日	第12回専門小委員会	3	3
	2004年12月17日	第13回専門小委員会	3	3
	2005年1月17日	第14回専門小委員会	3	3
	2005年2月8日	意見交換会（熊本県熊本市会場）	3	3
	2005年2月18日	第15回専門小委員会	3	3
	2005年3月2日	第16回専門小委員会	3	3
	2005年3月16日	第17回専門小委員会	3	3
	2005年3月23日	第18回専門小委員会	3	3
	2005年4月15日	第19回専門小委員会	3	3
	2005年4月25日	第20回専門小委員会	3	3
	2005年5月13日	第21回専門小委員会	3	3
	2005年5月27日	第22回専門小委員会	3	3
	2005年6月10日	第23回専門小委員会	3	3
	2005年6月27日	第24回専門小委員会	3	3
	2005年7月22日	第25回専門小委員会	3	3
	2005年8月4日	意見交換会（山梨県甲府市会場）	3	3
	2005年8月22日	意見交換会（奈良県奈良市会場）	3	3
	2005年9月5日	第26回専門小委員会	3	3
	2005年9月12日	第27回専門小委員会	3	3
	2005年9月20日	第28回専門小委員会	3	3
2005年10月4日	第29回専門小委員会	3	3	
2005年10月12日	第30回専門小委員会	3	3	
2005年10月21日	第31回専門小委員会	3	3	
2005年11月4日	第32回専門小委員会	3	3	
2005年11月25日	第33回専門小委員会	3	3	
2005年12月2日	第34回専門小委員会	3	3	
2005年12月9日	第4回総会	3	3	
2005年12月20日	第35回専門小委員会	3	3	

28次	2006年1月13日	第36回専門小委員会	3	3
	2006年1月24日	第37回専門小委員会	3	3
	2006年2月16日	第38回専門小委員会	3	3
	2006年2月28日	第5回総会	3	3
29次	2007年7月3日	第1回総会	3	3
	2007年8月7日	第1回専門小委員会	3	3
	2007年9月12日	第2回総会	3	3
	2007年10月5日	第2回専門小委員会	3	3
	2007年10月31日	第3回専門小委員会	3	3
	2007年12月4日	第4回専門小委員会	3	3
	2007年12月21日	第5回専門小委員会	3	3
	2008年1月29日	第6回専門小委員会	3	3
	2008年2月28日	第7回専門小委員会	3	3
	2008年3月26日	第8回専門小委員会	3	3
	2008年4月25日	第9回専門小委員会	3	3
	2008年5月27日	第10回専門小委員会	3	3
	2008年6月17日	第11回専門小委員会	3	3
	2008年6月27日	第12回専門小委員会	3	3
	2008年7月29日	第13回専門小委員会	3	3
	2008年9月5日	第14回専門小委員会	3	3
	2008年9月30日	第15回専門小委員会	3	3
	2008年10月7日	第16回専門小委員会	3	3
	2008年10月28日	第17回専門小委員会	3	3
	2008年11月12日	第18回専門小委員会	3	3
	2008年12月5日	第3回総会	3	3
	2008年12月16日	第19回専門小委員会	3	3
	2009年1月30日	第20回専門小委員会	3	3
	2009年2月6日	第21回専門小委員会	3	3
	2009年2月17日	第22回専門小委員会	3	3
	2009年3月11日	第23回専門小委員会	3	3
	2009年3月27日	第24回専門小委員会	3	3
	2009年4月14日	第25回専門小委員会	3	3
	2009年4月24日	第26回専門小委員会	3	3
	2009年5月15日	第27回専門小委員会	3	3
	2009年5月26日	第28回専門小委員会	3	3
	2009年6月16日	第4回総会	3	3
30次	2011年8月24日	第1回総会	4	4
	2011年9月15日	第1回専門小委員会	4	4
	2011年10月17日	第2回専門小委員会	4	4
	2011年10月27日	第3回専門小委員会	4	4
	2011年11月17日	第4回専門小委員会	4	4
	2011年11月28日	第5回専門小委員会	4	4
	2011年12月15日	第2回総会	4	4
	2012年1月17日	第3回総会	4	4
	2012年2月2日	第6回専門小委員会	4	4
	2012年2月16日	第7回専門小委員会	4	4
	2012年3月16日	第8回専門小委員会	4	4
	2012年3月29日	第9回専門小委員会	4	4
	2012年4月16日	第10回専門小委員会	4	4
	2012年4月25日	第11回専門小委員会	4	4
	2012年5月17日	第12回専門小委員会	4	4
	2012年5月31日	第13回専門小委員会	4	4
2012年6月18日	第14回専門小委員会	4	4	

30次	2012年6月27日	第15回専門小委員会	4	4
	2012年7月9日	第16回専門小委員会	4	4
	2012年7月24日	第17回専門小委員会	4	4
	2012年8月3日	第18回専門小委員会	4	4
	2012年9月7日	第19回専門小委員会	4	4
	2012年10月2日	第20回専門小委員会	4	4
	2012年10月16日	第21回専門小委員会	4	4
	2012年10月25日	第22回専門小委員会	4	4
	2012年11月7日	第23回専門小委員会	4	4
	2012年11月29日	第24回専門小委員会	4	4
	2012年12月13日	第25回専門小委員会	4	4
	2012年12月20日	第26回専門小委員会	4	4
	2013年1月22日	第27回専門小委員会	4	4
	2013年2月18日	第28回専門小委員会	4	4
	2013年2月27日	第4回総会	4	4
	2013年3月8日	第29回専門小委員会	4	4
	2013年3月28日	第30回専門小委員会	4	4
	2013年4月5日	第31回専門小委員会	4	4
	2013年4月30日	第32回専門小委員会	4	4
	31次	2013年5月10日	第33回専門小委員会	4
2013年5月24日		第34回専門小委員会	4	4
2013年6月3日		第35回専門小委員会	4	4
2013年6月11日		第36回専門小委員会	4	4
2013年6月17日		第5回総会	4	4
2014年5月15日		第1回総会	5	5
2014年5月28日		第1回専門小委員会	5	5
2014年6月2日		第2回専門小委員会	5	5
2014年7月7日		第3回専門小委員会	5	5
2014年7月23日		第4回専門小委員会	5	5
2014年8月1日		第5回専門小委員会	5	5
2014年9月3日		第6回専門小委員会	5	5
2014年9月9日		第7回専門小委員会	5	5
2014年9月18日		第8回専門小委員会	5	5
2014年10月1日		第9回専門小委員会	5	5
2014年10月15日		第10回専門小委員会	5	5
2014年12月8日		第11回専門小委員会	5	5
2015年1月14日		第12回専門小委員会	5	5
2015年1月28日		第13回専門小委員会	5	5
2015年3月2日		第2回総会	5	5
2015年4月3日	第14回専門小委員会	5	5	
2015年4月13日	第15回専門小委員会	5	5	
2015年4月22日	第16回専門小委員会	5	5	
2015年5月27日	第17回専門小委員会	5	5	
2015年6月12日	第18回専門小委員会	5	5	
2015年6月22日	第19回専門小委員会	5	5	
2015年7月15日	第20回専門小委員会	5	5	
2015年7月28日	第21回専門小委員会	5	5	
2015年8月20日	第22回専門小委員会	5	5	
2015年9月10日	第23回専門小委員会	5	5	
2015年10月2日	第24回専門小委員会	5	5	
2015年10月23日	第25回専門小委員会	5	5	
2015年11月9日	第26回専門小委員会	5	5	
2015年11月30日	第27回専門小委員会	5	5	

31次	2015年12月25日	第28回専門小委員会	5	5
	2016年2月29日	第3回総会	5	5
32次	2018年7月5日	第1回総会	6	6
	2018年7月31日	第1回専門小委員会	6	6
	2018年9月12日	第2回専門小委員会	6	6
	2018年9月27日	第3回専門小委員会	6	6
	2018年10月11日	第4回専門小委員会	6	6
	2018年10月25日	第5回専門小委員会	6	6
	2018年11月8日	第6回専門小委員会	6	6
	2018年11月29日	第7回専門小委員会	6	6
	2018年12月18日	第2回総会	6	6
	2019年1月29日	第8回専門小委員会	6	6
	2019年2月5日	現地調査（上越市、富山市）		
	2019年2月6日	現地調査（金沢市、鯖江市）		
	2019年2月12日	現地調査（海都市、和歌山市）		
	2019年2月13日	現地調査（泉大津市、神戸市）		
	2019年2月15日	第9回専門小委員会	6	6
	2019年2月20日	現地調査（島根県、雲南市、大田市）		
	2019年2月20日	現地調査（北斗市、塩尻市）		
	2019年2月21日	現地調査（松江市、日南町、鳥取県）		
	2019年2月21日	現地調査（木曾地域、長野市）		
	2019年2月22日	第10回専門小委員会	6	6
	2019年2月28日	現地調査（柏市、つくば市）		
	2019年3月6日	第11回専門小委員会	6	6
	2019年3月7日	現地調査（嘉島町、宇城市、熊本市、熊本県）		
	2019年3月8日	現地調査（鹿屋市、霧島市）		
	2019年3月12日	現地調査（福島県、福島市、川俣町、相馬市）		
	2019年3月13日	現地調査（大玉村、会津若松市、会津大学、白河市）		
	2019年3月18日	現地調査（青森市、八戸市）		
	2019年3月19日	現地調査（盛岡市、紫波町、一関市）		
	2019年3月25日	現地調査（高松市、香川県）		
	2019年3月26日	現地調査（美馬市、神山町）		
	2019年3月28日	第12回専門小委員会	6	6
	2019年4月8日	第13回専門小委員会	6	6
2019年4月16日	現地調査（毛呂山町、鶴ヶ島市、川島町）			
2019年4月17日	現地調査（紋別市、遠軽町）			
2019年4月18日	現地調査（北見市、津別町）			
2019年4月22日	第14回専門小委員会	6	6	
2019年4月23日	現地調査（品川区、港区）			
2019年5月8日	第15回専門小委員会	6	6	
2019年5月27日	第16回専門小委員会	6	6	
2019年5月31日	第17回専門小委員会	6	6	
2019年6月7日	第18回専門小委員会	6	6	
2019年6月24日	第19回専門小委員会	6	6	
2019年7月2日	第20回専門小委員会	6	6	
2019年7月31日	第3回総会	6	6	

32次	2019年8月29日	第21回専門小委員会	6	6
	2019年9月13日	第22回専門小委員会	6	6
	2019年9月26日	第23回専門小委員会	6	6
	2019年10月4日	第24回専門小委員会	6	6
	2019年10月10日	第25回専門小委員会	6	6
	2019年10月25日	第4回総会	6	6
	2019年11月22日	第26回専門小委員会	6	6
	2019年12月5日	第27回専門小委員会	6	6
	2019年12月13日	第28回専門小委員会	6	6
	2019年12月17日	第29回専門小委員会	6	6
	2020年1月10日	第30回専門小委員会	6	6
	2020年1月30日	第31回専門小委員会	6	6
	2020年2月17日	第32回専門小委員会	6	6
	2020年3月4日	第33回専門小委員会	6	6
	2020年3月10日	第34回専門小委員会	6	6
	2020年3月30日	第35回専門小委員会	6	6
	2020年4月7日	第36回専門小委員会	6	6
	2020年4月23日	第37回専門小委員会	6	6
	2020年5月19日	第38回専門小委員会	6	6
	2020年6月4日	第39回専門小委員会	6	6
2020年6月17日	第5回総会	6	6	

〔注1〕21次地制調小委員会の開催回数は各総会議事録から確認したが年月日の不明なものも多数あったのでまとめて表記している。

〔注2〕公表資料として小委員会の議事録が作成され始めたのは27次地制調からではないかと推測される。1次地制調から20次地制調までの開催年月日は大杉（1991）参照のこと。

〔注3〕「議事録」「配布資料」の入手先は以下のとおり。執筆日現在、29次地制調以降の議事録と配布資料は総務省のウェブサイトから入手可能であるが、今後、順次削除されることを考えて、国立国会図書館のアーカイブを記しておく。

1 J-DAC「オンライン版地方制度と地方分権」

2 WARP 国立国会図書館

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/235321/www.soumu.go.jp/singi.html>

3 WARP 国立国会図書館

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/997626/www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi/singi.html

4 WARP 国立国会図書館

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8231952/www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi.html

5 WARP 国立国会図書館

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9914563/www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi.html

6 WARP 国立国会図書館

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11518407/www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi.html

7 『地方制度調査会資料／第24次』地方自治研究機構（『地域政策研究』臨時増刊）

8 『地方制度調査会資料／第25次Ⅰ』地方自治研究機構（『地域政策研究』臨時増刊）

9 『地方制度調査会資料／第25次Ⅱ』地方自治研究機構（『地域政策研究』臨時増刊）

10 『地方制度調査会資料／第25次Ⅲ』地方自治研究機構（『地域政策研究』臨時増刊）

11 『地方制度調査会資料／第25次Ⅳ』地方自治研究機構（『地域政策研究』臨時増刊）

12 『地方制度調査会資料／第25次Ⅴ』地方自治研究機構（『地域政策研究』臨時増刊）

- 13 『地方制度調査会資料／第25次Ⅵ』 地方自治研究機構（『地域政策研究』臨時増刊）
 - 14 『地方制度調査会資料／第26次Ⅰ』 地方自治研究機構（『地域政策研究』臨時増刊）
 - 15 『地方制度調査会資料／第26次Ⅱ』 地方自治研究機構（『地域政策研究』臨時増刊）
 - 16 『地方制度調査会資料／第26次Ⅲ』 地方自治研究機構（『地域政策研究』臨時増刊）
 - 17 『地方制度調査会資料／第26次Ⅳ』 地方自治研究機構（『地域政策研究』臨時増刊）
 - 18 『地方制度調査会資料／第26次Ⅴ』 地方自治研究機構（『地域政策研究』臨時増刊）
 - 19 『地方制度調査会資料／第27次Ⅰ』 地方自治研究機構（『地域政策研究』臨時増刊）
- 〔出所〕 各地制調会議資料、『地方自治』516号（22次地制調）、などから筆者作成。

〔資料2〕21次地制調から33次地制調までの学識者委員一覧

期	氏名	所属	期	氏名	所属	
21次	石 弘 光	一橋大学教授	23次	山 口 光 秀	日本輸出入銀行総裁	
	亀 井 正 夫	住友電気工業(株)会長		米 原 淳七郎	追手門学院大学教授	
	川 島 正 英	朝日新聞社論説委員		岩 崎 美紀子	筑波大学助教授	
	菅 田 敏 敏	NHK解説室顧問		河 合 三 良	経済同友会副代表幹事・専務理事	
	園 部 逸 夫	筑波大学教授		下 重 暁 子	エッセイスト	
	柴 田 護 護	自治総合センター会長		首 藤 堯 堯	地域総合整備財団理事長	
	高 辻 正 己	国家公安委員会委員		角 田 禮次郎	元最高裁判所判事	
	鶴 田 卓 彦	日本経済新聞社専務取締役		林 忠 雄 雄	自治医科大学理事長	
	中 村 金 夫	日本興業銀行頭取		細 谷 治 嘉 嘉	元衆議院議員	
	西 野 萬 里	明治大学教授		村 松 岐 夫 夫	京都大学教授	
	橋 本 徹 徹	関西学院大学教授		山 本 壯一郎	宮城県国際交流協会会長	
	林 卓 男 男	毎日新聞社社友		24次	伊 藤 善 市 市	帝京大学教授
	原 孝 文 文	読売新聞社調査研究本部長			犬 養 智 智 智	評論家
	渡 辺 保 男 男	学習院大学教授			岩 崎 美紀子	筑波大学助教授
竹 内 道 雄 雄	東京証券取引所理事長	歌 田 勝 弘 弘	経団連副会長			
鹽 野 宏 宏	東京大学教授	宇 野 収 収 収	関経連相談役			
22次	石 弘 光 光	一橋大学教授	岡 村 和 夫 夫		NHK解説委員	
	柴 田 護 護	自治総合センター会長	荻 野 直 紀 紀		読売新聞社論説委員長	
	菅 田 敏 敏	NHK会友	川 島 正 英 英		元朝日新聞社編集委員	
	杉 本 一 一	朝日新聞社社友	木 村 治 美 美		共立女子大学教授	
	谷 伍 平 平	北九州市立美術館館長	佐 野 陽 子 子		慶應義塾大学教授	
	塚 本 幸 一 一	(株)ワコール会長	25次		品 川 正 治 治	経済同友会副代表幹事・専務理事
	鶴 田 卓 彦 彦	日本経済新聞社副社長			清 水 幹 夫 夫	毎日新聞社論説委員長
	中 村 金 夫 夫	日本興業銀行頭取			首 藤 堯 堯 堯	地域総合整備財団理事長
	長 岡 實 實 實	東京証券取引所理事長			月 尾 嘉 男 男	東京大学教授
	成 岡 頼 明 明	横浜国立大学教授		德 田 正 明 明	日本消防協会副会長	
	西 尾 勝 勝 勝	東京大学教授		中 村 金 夫 夫	日本興業銀行相談役	
	西 野 萬 里 里	明治大学教授		成 田 頼 明 明	横浜国立大学名誉教授	
	林 卓 男 男	毎日新聞社社友		西 尾 勝 勝 勝	東京大学教授	
	原 孝 文 文	読売新聞社調査研究本部顧問		西 沢 潤 一 一	東北大学総長	
米 原 淳七郎	追手門学院大学教授	真 柄 栄 吉 吉		自治労顧問		
片 岡 勝 治 治	神奈川県社会文化会館理事長	三 橋 規 宏 宏		日本経済新聞社論説副主幹		
小 林 興三次	読売新聞社社長	宮 島 洋 洋 洋		東京大学教授		
高 橋 誠 誠 誠	法政大学教授	保 田 博 博 博		日本輸出入銀行総裁		
林 忠 雄 雄 雄	自治医科大学理事長	山 崎 正 和 和		大阪大学教授		
三 島 淳 男 男	元岡山県加茂町長	山 本 壯一郎	宮城県国際交流協会会長			
村 松 岐 夫 夫	京都大学教授	米 原 淳七郎	追手門学院大学教授			
23次	石 弘 光 光	一橋大学教授	25次	石 弘 光 光	一橋大学教授	
	岡 村 和 夫 夫	NHK解説委員		磯 部 力 力 力	東京都立大学教授	
	川 島 正 英 英	元朝日新聞社編集委員		伊 藤 善 市 市	帝京大学教授	
	柴 田 護 護	自治総合センター会長		犬 養 智 智 智	評論家	
	清 水 幹 夫 夫	毎日新聞社論説委員長		岩 崎 美紀子	筑波大学教授	
	谷 伍 平 平	北九州市立美術館館長		歌 田 勝 弘 弘	日経連特別顧問	
	塚 本 幸 一 一	ワコール会長		宇 野 収 収 収	関経連相談役	
	鶴 田 卓 彦 彦	日本経済新聞社副社長		岡 村 和 夫 夫	NHK解説委員	
	中 村 金 夫 夫	日本興業銀行相談役		荻 野 直 紀 紀	読売新聞社論説委員長	
	成 田 頼 明 明	横浜国立大学教授		小 幡 純 子 子	上智大学教授	
	西 野 萬 里 里	明治大学教授		川 島 正 英 英	元朝日新聞社編集委員	
	原 孝 文 文	読売新聞社調査研究本部顧問		木 村 治 美 美	共立女子大学教授	
				佐 和 隆 光 光	京都大学経済研究所長	

期	氏名	所 属	期	氏名	所 属
25次	首藤 堯	自治総合センター会長	27次	西野 萬里	明治大学教授
	月尾 嘉男	東京大学教授		浜田 広	(株)リコー会長
	徳田 正明	日本消防協会会長		林 宜嗣	関西学院大学教授
	長崎 和夫	毎日新聞社編集局総務		松本 英昭	財自治総合センター理事長
	成田 頼明	横浜国立大学名誉教授		茂木 友三郎	キッコーマン(株)代表取締役会長
	西尾 勝	東京大学教授		諸井 虔	太平洋セメント(株)相談役
	西野 万里	明治大学教授		山本 容子	版画家
	真柄 栄吉	自治労顧問		今村 都南雄	中央大学教授
26次	三橋 規宏	日本経済新聞社論説副主幹	28次	岩崎 美紀子	筑波大学教授
	水口 弘一	経済同友会副代表幹事・専務理事		薄井 信明	国民生活金融公庫総裁
	保田 博	日本輸出入銀行総裁		小幡 純子	上智大学教授
	山本 壮一郎	宮城県国際交流協会会長		小早川 光郎	東京大学教授
	米原 淳七郎	追手門学院大学教授		紺谷 典子	エコノミスト
	朝倉 敏夫	読売新聞社論説委員長		篠崎 由紀子	(株)都市生活研究所代表取締役社長
	飯田 亮	経済団体連合会理事		神野 直彦	東京大学教授
	石 弘光	一橋大学長		世古 一穂	NPO研修・情報センター代表理事
27次	磯部 力	東京都立大学教授	29次	角田 マリ	異文化コミュニケーター
	伊藤 善市	東京女子大学名誉教授		西野 萬里	明治大学教授
	犬養 智子	評論家		長谷部 恭男	東京大学教授
	井上 義國	関西経済連合会常任理事		浜田 宜嗣	(株)リコー最高顧問
	猪口 邦子	上智大学教授		林 宜嗣	関西学院大学教授
	若崎 美紀子	筑波大学教授		松本 英昭	財自治総合センター理事長
	岡村 和夫	政治評論家		室谷 千英	神奈川県立保健福祉大学顧問
	尾崎 護	国民生活金融公庫総裁		茂木 友三郎	キッコーマン(株)代表取締役会長
	小幡 純子	上智大学教授		諸井 虔	太平洋セメント(株)相談役
	川島 正英	元朝日新聞社編集委員		貝原 俊民	財阪神・淡路大震災記念協会理事長
	倉沢 愛子	慶応大学教授		加藤 淳子	東京大学教授
	首藤 堯	地方財務協会会長		西尾 勝	国際基督教大学教授
	神野 直彦	東京大学教授		江藤 俊昭	山梨学院大学教授
	高田 勇	長崎空港ビルディング社長		大山 礼子	駒澤大学教授
	高原 須美子	経済評論家		小田切 徳美	明治大学教授
	徳田 正明	日本消防協会会長		小幡 純子	上智大学教授
中村 啓三	毎日新聞社論説委員長	片山 善博	慶應義塾大学教授		
成田 頼明	横浜国立大学名誉教授	金子 優子	山形大学教授		
西尾 勝	国際基督教大学教授	小林 克也	法政大学准教授		
西野 万里	明治大学教授	斎藤 誠	東京大学教授		
真柄 栄吉	自治労顧問	篠崎 由紀子	(株)都市生活研究所代表取締役社長		
三橋 規宏	前日本経済新聞社論説委員	武田 公子	金沢大学教授		
27次	水口 弘一	経済同友会副代表幹事・専務理事	29次	中村 邦夫	パナソニック(株)代表取締役会長
	岩崎 美紀子	筑波大学教授		名和田 是彦	法政大学教授
	上島 一泰	ウエシマコーヒーフーズ社長		西尾 万勝	財東京市政調査会理事長
	尾崎 護	国民生活金融公庫総裁		西野 万里	元明治大学教授
	貝原 俊民	兵庫地域政策研究機構理事		林 宜嗣	関西学院大学教授
	小早川 光郎	東京大学教授		眞柄 秀子	早稲田大学教授
	紺谷 典子	日本証券経済研究所主任研究員		幕田 圭一	東北電力(株)会長
	神野 直彦	東京大学教授			
世古 一穂	NPO研修・情報センター代表理事				
西尾 勝	国際基督教大学教授				

期	氏名	所属	期	氏名	所属				
29次	政所利子	(株)玄代表取締役社長	31次	村木美貴	千葉大学教授				
30次	石原俊彦	関西学院大学教授	32次	飯島淳子	東北大学教授				
	伊藤正次	首都大学東京教授		市川晃	住友林業(株)代表取締役社長				
	岩崎美紀子	筑波大学教授							
	碓井光明	明治大学教授							
	江藤俊昭	山梨学院大学教授							
	太田匡彦	東京大学教授							
	大貫公子	行政相談委員							
	大山礼子	駒澤大学教授							
	畔柳信雄	(株)三菱東京UFJ銀行相談役							
						小林裕彦	弁護士		
						斎藤誠	東京大学教授		
						田中里沙	宣伝会議取締役編集室長		
						辻琢也	一橋大学教授		
						中村廣子	新宿区中里町町会会長		
						西尾勝	後藤・安田記念東京都市研究所理事長		
								林知更	東京大学准教授
						林美香子	キャスター・慶應義塾大学特任教授		
林宜嗣			関西学院大学教授						
中尾修			財東京財団研究員 第二回総会以降						
				33次	渡井理佳子	慶應義塾大学教授			
林文子			横浜市長 第二回総会以降						
飯島淳子			東北大学教授						
31次			池内比呂子				(株)テクノ・コーポレーション代表取締役		
								伊藤正次	首都大学東京教授
	碓井光明	明治大学教授							
	太田匡彦	東京大学教授							
	大山礼子	駒澤大学教授							
	鎌田由美子	東日本旅客鉄道(株)フロンティアサービス研究所副所長							
								畔柳信雄	(株)三菱東京UFJ銀行特別顧問
	小林裕彦	弁護士							
	佐々木信夫	中央大学教授							
	清水涼子	関西大学教授							
	勢一智子	西南学院大学教授							
	田中里沙	(株)宣伝会議取締役副社長兼編集室長							
	辻琢也	一橋大学教授							
	長谷部恭男	早稲田大学教授							
武藤博己	法政大学教授								
岡崎浩己	地方公務員共済組合連合会理事長								
宍戸常寿	東京大学教授								
砂原庸介	神戸大学教授								
田中里沙	(株)宣伝会議取締役副社長兼編集室長								
		谷口尚子	東京工業大学准教授						
土山希美枝	法政大学教授								
牧原出	東京大学教授								
村木美貴	千葉大学教授								
山本隆司	東京大学教授								
横田響子	(株)コロラボ代表取締役								

〔注〕氏名の表記や所属は当時の資料に基づいたため、同一人でも異なることがある。また臨時委員や期半ばで委員に加わったなど、特定の期間のみの委員も含まれている。逆に特定の期間だけの委員が漏れている可能性もある。1次地制調から20次地制調までは大杉(1991)参照のこと。

〔出所〕各地制調会議資料、各年『審議会要覧』から筆者作成。